

## 令和7年第2回長与町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和7年 6月 3日  
本日の会議 令和7年 6月 5日  
招集場所 長与町議会議場

### 出席議員

1番 下 町 純 子 議員	2番 堀 真 議員	3番 藤 田 明 美 議員
4番 岡 田 義 晴 議員	5番 八 木 亮 三 議員	6番 松 林 敏 議員
7番 西 田 健 議員	8番 浦 川 圭 一 議員	9番 中 村 美 穂 議員
10番 安 部 都 議員	11番 金 子 恵 議員	12番 山 口 憲 一 郎 議員
13番 堤 理 志 議員	14番 竹 中 悟 議員	15番 西 岡 克 之 議員
16番 安 藤 克 彦 議員		

### 欠席議員

なし

### 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	荒 木 秀 一 君	議 事 課 長	山 口 聰 一 朗 君
課 長 補 佐	江 口 美 和 子 君	主 査	村 田 潤 哉 君

### 説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一 君	副 町 長	荒 木 重 臣 君
教 育 長	金 崎 良 一 君	総 務 部 長	青 田 浩 二 君
企 画 財 政 部 長	村 田 ゆかり 君	建 設 産 業 部 長	山 崎 稔 三 君
住 民 福 祉 部 長	宮 司 裕 子 君	健 康 保 険 部 長	山 本 昭 彦 君
水 道 局 長	渡 部 守 史 君	会 計 管 理 者	田 中 一 之 君
教 育 次 長	荒 木 隆 君	企 画 財 政 部 理 事	中 村 元 則 君
住 民 福 祉 部 理 事	細 田 愛 二 君	地 域 安 全 課 長	山 口 聰 一 朗 君
税 务 課 長	福 本 美 也 子 君	土 木 管 理 課 長	藤 崎 隆 行 君
都 市 計 画 課 長	前 田 将 範 君	产 業 振 興 課 長	永 石 大 祐 君
福 祉 課 長	川 内 佳 代 子 君	こ ど も 政 策 課 長	村 田 佳 美 君
健 康 保 険 課 長	森 本 陽 子 君	介 護 保 険 課 長	峰 修 子 君
生 涯 学 習 課 長	中 尾 盛 雄 君		

本日の会議に付した案件・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 15時08分

## 令和7年第2回長与町議会定例会 議事日程（第3号）

令和7年6月5日(木)  
午前9時30分 開議

## ○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。通告順6、堤理志議員の①物価高騰対策について、②本町の実施事業の公平性についての質問を同時に許します。  
13番、堤理志議員。

## ○13番（堤理志議員）

おはようございます。それでは早速質問をいたします。1点目、物価高騰対策について質問をいたします。私たちの主食である米の価格高騰など、本町でも住民、消費者は、食材費を中心に生活費の対応に苦慮をしている方が多いことは、町としても把握していると思います。中小事業者向けには、物価高騰による町内事業者への影響を緩和することを目的に、物価高騰対策支援補助金制度が設けられています。また、省エネ家電購入補助も実施されていますけれども、高額商品であることと、買い換えであるため利用者が限定される政策もあります。そこで、広く一般消費者への支援および地元事業者の振興を目的に、さらなる物価高騰対策が必要と考えます。物価高騰対応重点支援交付金のうち、本町が使える残額があるならば、それも含め有効活用すべきと考え質問をいたします。複数の住民にどのような物価対策を希望するかという意見をお聞きしましたところ、過去に実施したプレミアム付き商品券が恩恵を感じたとの意見が少なくありませんでした。商品券は、現金が商品券に置き換わるだけという意見もあり、そのことも否定はいたしませんが、補助が付く分、本来の額よりお特に購入ができる点、各家庭の経済状況に応じて購入冊数を選択できること。期限付きであるため必ず消費に使われるなど、町内事業者の振興につながることなどから広く恩恵が行き渡ることも事実だと考えます。特に現在主食である米の物価高騰が収束する気配が見えない中であり、4万人近くが生活する住宅の町である本町ではニーズと効果があると考えます。この点を商工会などと協議し実施する考えはありませんか、お伺いをいたします。2点目、本町の実施事業の公平性について質問をいたします。本町が独自で行っている事業のうち、公平性や偏りが気になる事業があります。以下の2つの事業について、公平性に問題がないか伺います。（1）長与町健康ポイント事業の毎月の測定が特定の女性専用の店舗ででも実施ができるようになっています。実際に参加が可能なのは女性となっております。女性に多く見られる骨粗しょう症や更年期の症状を緩和する健康講座などであれば理解ができますが、測定会の内容を拝見しますと、食品や栄養剤、スタジオレッスンの特典が付与されたり、さらに女性の美容についての講座も受けられるといったものが見受けられます。私は町内で営業されている事業者の経営が安定的に続くことを願う立場ですが、町の健康を目的とする事業にあっては、納税者の立場から見て、美容、プレゼント、こうした会員拡大や営利性については、公平性などの観点から疑問を感じざるを得ませんので見解を伺います。（2）教育委員会が所管する事業で町民と文化を提供する自主事業、そして、文化講演会が実施されています。令和3年度以降に実施した演目

を照会させていただきましたが、演劇などの舞台芸術、伝統文化、クラシック音楽系などが少ないように感じました。こうした本格的ないわゆるプロフェッショナルの文化、芸術を町民に提供することは、教育委員会や文化ホールの重要な柱として位置付けてほしいと願うものであります。舞台ホールの利点、例えば音響の良さを活用した演目、そして、ジャンルなどもさらに広げて、さまざまな住民のニーズに応える工夫が必要ではないかと考え今回質問をいたします。この点についての見解を伺います。よろしくお願ひいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。それでは早速、堤議員のご質問にお答えをいたします。なお、2番目2点目の質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答をいたします。私からは1番目、物価高騰対策についてへのご質問にお答えをいたします。昨今の物価高騰につきましては、消費者物価指数におきまして、食糧費を中心とした上昇が確認されるところでございます。物価対策事業の中におきましては、商品券事業につきましては、議員ご提案のとおり使用期限を設けることにより、購入された商品券が期限内に使用されますので、広く消費者、事業者の経済活動に恩恵が及ぶ事業であると考えております。長与町におけるプレミアム商品券発行事業につきましては、令和4年度および令和5年度に新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、町内の消費活動の喚起と事業者の経営活動の持続支援を目的といたしまして、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源といたしまして、西そのぎ商工会と連携をいたしまして実施をしてきたところでございます。事業規模、概要といたしましては、令和4年度につきましては、発行総額が3億4,567万5,000円、うちプレミアム分が1億3,827万円で、1,000円の商品券5枚を3,000円で販売をいたしまして、プレミアム率といたしましては67%、そして、購入限度を1世帯6冊までとしておったわけでございます。令和5年度につきましては、発行総額2億8,360万円、うちプレミアム分が1億1,326万4,000円でございまして、1,000円券5枚を3,000円で販売いたしまして、プレミアム率は67%、購入限度を1世帯5冊までといたしまして、実施をしたところでございます。令和7年度予算における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、1つは低所得世帯支援および定額減税補足給付金の他に、2番目は保育所等副食費支援事業、3番目は第2子、第3子の保育料無償化、4番目は省エネルギー型家庭用電化製品購入助成補助、そして5番目に町内小中学校の給食費支援と、こういった事業により物価高騰に対する支援を実施をしてきたところでございます。議員からご提案いただきましたプレミアム商品券発行事業につきましては、配布から清算にあたるまでの事務費につきまして一定の費用が必要となり、効果の面を考えますと、これまで同様の発行規模が必要ではないかと想定するところでございます

ので、今回の物価高騰対応重点支援交付金では実施できませんが、今後、国からの支援措置がございましたら商工会等とも協議をさせていただきながら検討してまいりたいと、そのように考えております。2番目1点目でございます。本町の事業実施の公平性についてということで、1番目が長与町健康ポイント事業の公平性についてのお尋ねでございました。この長与町健康ポイント事業につきましては、この事業に賛同し、ご協力をしていただけた事業者を町のホームページで随時募集をいたしまして、現在8つの事業所と長与町健康づくり推進連携協定を結んでおるところでございます。連携協定事業所には、町主催の健康づくりイベントへ参加をしていただく他、健康づくり強化期間におきましては、各事業所がヨガなどのスタジオレッスンや姿勢改善の指導、体組成測定など、それぞれの事業形態や資源を生かした健康づくりイベントを展開をしていただき、官民協働で事業を実施することで、町民の健康意識の高揚や健康づくりにご協力をいただいているところでございます。また、連携協定事業所の責務といたしまして、過度な事業者の利益誘導、これを伴うことがないよう配慮をお願いする中で、事業者側の負担で行っているさまざまな特典は、健康ポイント事業参加者を増やし健康づくり活動の推進を図るための要素の一つと捉えておるところでございます。これまでの連携協定事業所または新規の事業者との新たな企画で、より幅広く町民の皆さまが参加できる健康ポイント事業になっていければいいと考えておるところでございます。私の方からは以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

2番目2点目、自主事業、文化講演会についてのご質問にお答えいたします。現在、教育委員会が実施しております文化的な公演事業につきましては、大きく分けて自主事業と文化講演会の2つがございます。自主事業は、町民皆さんに芸術文化に触れる機会を提供し、その活動に対する理解を深め、文化活動を促進するとともに、町民文化ホールのにぎわい創出、利用促進に資することを目的とし、年2回をめどに行っております。文化講演会は、町民皆さんに新たな知識や経験を提供し、さまざまな活動へのきっかけづくりとすることを目的として、基本的に11月3日、文化の日に長与町民文化祭の一環として行っております。それぞれの演目に関しましては、自主事業では、前年度までの実績、ジャンル、年齢層、他市町における公演状況等を考慮して決定しております。文化講演会につきましては、自主事業と同様の考え方方に加え、時代に即した話題、情報をお持ちの方を中心に入選を行っているところでございます。議員ご指摘の舞台芸術、伝統文化、クラシック音楽系などの演目につきましては、過去には実施してきた経緯がございます。その他にも各事業の演目には多くのジャンルがございますので、今後もできるだけ多くの皆さまのご意見をお聞きしながら、補助金等財源の確保や収支のバランスも考慮し、より充実した文化芸術の提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

では、1点目の物価高騰対策の質問の再質問を行いたいと思います。今のご説明ですと令和4年、5年にコロナ禍の中でコロナ交付金を活用して実施して、一定の効果もあったけれども、現時点では、学校給食費の部分であるとか、子育て支援とか、その他、弱者対策とかですね。そういうものに充当したということあります。現在の対応については、やはり、やはりといいますか適切な対応だったのかなというふうに思います。ただ、現在、アメリカをはじめ国際的な関税問題など相まって、大変物価高騰が加速している中にあって、その町の3月議会での予算の問題とは別として、非常に物価を何とかならんのかなと。給料もなかなか上がらない中で物価だけが上がっていくと相対的に生活が苦しくなるという中で、何とか経済対策というのが必要じゃないかなという声もある中で、ちょっと質問として取り上げさせていただいたものであります。これまでの商品券事業についての効果とか評価についてどう思うかという再質問を考えていきましたけども、もう既に冒頭で効果についても話がありましたので、ここは割愛をさせていただきますが、そういう物価高騰で大変困っておられる方が多いということは、もう町としても把握しているということであったというふうに思いますので。今後ですね、国がそういった第2次というか、第3次、第4次の経済対策、物価高騰対策のそういうものを補助を打ち出したときには、ぜひこういった消費者と地元商工業の振興に資するような、こういった商品券事業についてもぜひ手を挙げて、一定今一番、一番といいますか、今大変苦しんでる方々に手を差し伸べる町の行政であってほしいと思いますが、繰り返しになるかもしれません、この考え方についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

今回の物価高騰対策につきましては、商品券事業ができるほどの予算措置というのがございませんでしたので、今後、同様な物価対策ございまして、十分商品券事業等ができるような規模の配分等あれば、その辺りの発行も検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ちょっとこの件については、もう財源の問題もありますし、もうこれ以上の進展を、もう私もない袖は振れないということで、むちゃくちやなことは申すつもりはないので、ぜひ今後そういった国の補助等を活用して財政当局と検討していくことなので、

それを期待したいと思います。

次に2点目の少しちょっとペースが早いけども、公平性の問題についてということで、1つはこの健康ポイント事業の中のある部分ですね。ちょっとどうなのかという疑問についての点です。この問題は、当初は女性限定というところに私もちょっと引っかかるって、それやったら男性限定の所もないねっていうような趣旨だったんだけど。よくよく見ていくと、女性限定っていうのも悪くないなというふうにだんだん思いが変わってきてまして、それならそれで女性特有のさつき申しましたとおり、女性特有の例えば子どもを産み育てるという点とか、年齢が一定達してくるとカルシウムが不足して骨粗しよう症になるリスクが男性とも比べて高いというようなデータもあるということで、そういうしたものに対する補助っていいですか、手だけというのではもう当然健康に関することなので、それはそういう方向でなりいいのかなというふうに思っておりました。ただ、この美容というものを加えるという点については、やはりちょっとどうなのかなっていうのが私正直思ってるんですが、この点については、担当課としてはいかがお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

森本健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

女性の美容につきましても健康な体があつてのことだと思っております。この事業者の事業でヨガであつたり、姿勢保持の体操であつたり、そういうことで健康な体と健康な心で日々生活を充実したものに送っていただければいいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

美容と健康というのは、確かに一定関連性があるものだというのを私もそれはいろいろ勉強してる中で認識はしているんですが、ただ1例挙げますと、例えば医療の分野を考えてみると、保健や医療に関わる診療については、健康保険の適用になりますよね。ところが美容についてのこの医療行為というのは、医療保険の適用外になるというのは、もうご承知のとおりです。そういう点から考えると、美容に関するものは、医療の分野では公的保険、公的資金は、基本的に抑制されているという点から考えても、何ていいうかな。関連性はあるけども、どこかで区分けをする必要があるのかなと思うんですが、その辺りはちょっと内部で協議なんかはされなかつたのかどうか、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

健康ポイント事業は医療保険適用の周辺にあります健康を保持する、持続する。予防ですね、健康な体をつくるという考え方の下で行っております。美容という言葉にはなつ

ておりますけれども、病気にならない、未病ですね。予防という重要な要素も入っていると考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そうおっしゃるんですが、私がこの一般質問を出す前に健康ポイントのその事業者のやつてのをずっと拝見させてもらいますと、参加者にくびれ、いわゆる腰のくびれですね。くびれ、それから美尻、こういったものに関するレクチャーを受講できるという記述があったんですよね。ですから確かにくびれ、くびれといえば内臓脂肪とか、脂肪の除去と確かに関連性はあるんですけども、これとか美尻にしてもそうなんんですけど、あんまりこういうものを売りにしてですよ、そこにそこで誘導して町の健康ポイント事業というのがこうなるっていうのが、何となく私の中で線引きが、これはどつか線引きをしないとまずいんじゃないかなと思ったんですが、この点についてはいかがお考えですか。やっぱり問題ないというお考えなのかですね。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

表現についてさまざまなお考えがあることは理解しております。担当課としては、やはり興味を持っていただいてポイント事業につなげることも目的ですので、人目を引くといいますか、興味を持っていただける表現になって、多少イメージする要望と離れる部分もあるかと思いますが、やはり興味を持っていただく表現というのも、ある意味必要ではないかと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ここでこれ以上はもう追及はいたしませんけれども、先ほども申しましたとおり、医療の現場ではもう明確に区分されている。ですからちょっとそういうのを参考に今後のあり方としては、あまりこれが今度エスカレートして、もうここまで行ったならもう次もいいじゃないか、どんどんどんどんやっていくと。これはもうちょっと町民の方からも批判が。今あまり出てないかもしれませんけども、だんだん出てくる可能性がありますので、一定の歯止めですね。確かに民間の協力を得るということは私もあるいいと思うし、民間の事業者が社会のニーズに応えることと併せて利潤であるとか、営利というのを目的として存在しているわけありますけれども、やっぱりここには公共性というものを一つやっぱりきちっと柱を立ててですね。やっぱりここは譲ってはいけない軸というものをぜひ今後検討していくってほしいというふうに思います。それからこのあまりにも委託が何でも委託、委託っていうふうになっていくことによって、私は自

治体の力が弱まつてくるんじゃないかという懸念もしております、例えば、今、町には保健師なんかもいらっしゃいますよね。委託をどんどん進めていくと、保健師もそんなに要らないよねというふうになつたり、そうしますと町が町の正職員というか、町の中の健康保健、健康を保持する保健ですね。保健に対するノウハウっていうか、そういうものの見識というものが、ちょっと弱体化して落ちていく可能性もあるんじゃないかというような懸念があるのと、もう一つ、例えばしっかりと委託先が個人情報のきちっと守れるのかどうかという点のその辺りもちょっと気になるんですよね。この点についてちょっと伺いたいんですが、一つは町としての健康保健、健康を保持するという今までの蓄積してきたノウハウがきちっと守れるのかどうかという懸念と、それから委託先がきちんと住民の個人データとか健康データとかをですね。こういったもののデータ管理、そこが管理してはいけないと思うんですが、その辺りの個人情報の重要性などの取り決めというか、その辺りはきちっとされているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

民間と協働でやっておりますのは、この連携協定事業所で、あの要の事業は、長与町の正規の保健師もしくは会計年度任用職員の保健師で本体の部分はやっております。事業を協働するに当たっては、個人情報の取り扱いなども事前にルールをお示しして違反のないようにお願いはしているところです。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

気を付けているということですが、今民間の中でもさまざまな個人情報の流出の話がニュースになりますけども、それはほとんどが本体じゃなくて、本体が委託した委託先から漏れたっていうのが非常に多いもんですから、ぜひ民間との何ていうか、協力協働というのは否定はしませんけれども、そうした場合に町の責任っていうか、その辺りをきちっと検討していくことが大事だ。検討というか守るというのが大事だと思うので、ぜひこの点を今後生かしていただきたいというふうに思います。この点についてのちょっと再度、この住民の個人情報とか健康データなどを帳簿として責任を持っていくという点を確認をしたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

民間の方の力を借りるということは、町にとっても非常に有益ですし、これからも協力体制を図っていきたいと思っております。その上で引き続きいろんなイベントを各種

協力していただく事業の前には、注意事項ということで個人情報のこととはつきりルールをお伝えして、引き続きよりよい健康ポイント事業がつくっていければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

少しまだ時間もあるので、先ほど答弁の中で過度な利益誘導はしないようにというようなことを考えているということでしたが、これは何か基準なり要綱なりの中で、明確に書面上で条項の中できちつとうたっているのかどうかですね。そこはちょっと具体的にどの部分にあるのかをお願いしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

連携協定事業者の募集要領の中に事業者の責務の一つとして、事業者は次に掲げるものに該当してはならない。その中の一つに事業者の利益誘導を伴うものというのを規定しております。それとイベント事業、町の測定会のときの注意事項の一つとして、どこまでしていいという、ここからはしていけないということをお伝えする上で、健康づくりに取り組む団体、事業所の活動、取り組みの周知や今後につながる取り組みとして、チラシの配布などを行うことは可能、そのようにお伝えをしております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そうですね。民間も協力をしていただく以上、何がしかのやはりメリット的なものも欲しいというのも一面分かるので、ただ一定の今みたいな制約というのは、十分検討していくべきだというふうに思います。ちょっとマイナス的なことばかり今まで言いましたけども、ちょっとプラスな形で申しますと、この当該会社のサイトを見ておりますと、ここには専属の理学療法士、それから柔道整復師がいて、定期的に巡回しているというふうに書かれてるんですよ。ですから、プラスにもっと有意義に取り入れるとすれば、この長与町の健康ポイント事業の日に合わせて、こうした方々が何社か、何社かじゃない、店舗がいくつかあるみたいで、このタイミングで来てもらうようなものと組み合せてやっていくということで、さらに住民の健康保持というか、健康増進に有効に活用できる。例えば普通の健康測定会にあとプラス1,000円出せば、そこの理学療法士からいろんなアドバイスを受けられますよとかですね。そのプラスの分は、その事業者の方にいってもいいと思うんですよね。ですからそういったことも検討できるんじやないかと。それだったら私も否定的というか、批判はするつもりは全くないんですね。そういったものも含めて検討してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

ご提言ありがとうございます。現状は、健康相談と健康測定と合わせて体組成の測定や姿勢保持のための運動、ヨガなど、その日に講師の方に来ていただけるようにして、より楽しめる健康に興味が持ってもらえるものにしております。これに加えて確かに理学療法士の方とかをお呼びして、今以上に健康になっていただけるものがつくれればと思い研究はしていきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ぜひ今ちょっと議論した中を今後検討して、庁舎内で検討していただきたいということで、次の文化振興の問題の方に移らせていただきます。

まず、本町の町民の文化芸術への関心の度合いというのが、どういう状況だと町としては認識していらっしゃるでしょうか。町としての感触的なものでも結構ですので、お伺いしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

中尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

本町の文化芸術活動ですね。スポーツ面も含めまして、さまざまな形で皆さんやられてると思っております。私どもが行っております事業ですね。先ほど2つ申しました自主的な事業、文化講演会、共に会場が長与町民文化ホール、こちら600数名の人が入れる状況で、ほぼ半分以上、多いときにはもう600人を超える方の来場があっております。そういう形で私どもが行っている事業、そして、平和コンサートも含めて多くの人数の方がいらっしゃっておりますので、文化的な活動は、長与町としては、何ですかね。関心が高いと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

それと併せて各公民館で各地域の公民館で、公民館まつりがあっております。その中で絵画であるとか、これはちょっと舞台とはちょっと別の話なんんですけども、絵画であるとか、書であるとか、さまざまな文化活動、各地元、地元でされてる方々の展示がされております。そういうものもご覧になったことがあるとは思うんですが、そういうものについて私は非常に本当にプロ顔負けの人たちがこんなにいるのかというのも非常に驚くような展示がされているんですが、その辺りについては、私もその辺りについてですね。私はちょっとすごいなと思ってるんですが、そういう点については、いかがお

考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

公民館まつり等での絵とか書のお話になると思いますけど、議員おっしゃいますとおり、すごいレベルが高いと思ってます。私もですね、すいません、生涯学習課に赴任する前までは、あまり興味なかったものですから、それを見させていただいて、「うわ、こんなすごいのがあるんだ」という感じで考えております。実際ですね、コロナ禍で一時期ちょっと停滞しておりました。ただし、各公民館等も近頃頑張りまして、再開がなっています。令和2年、3年、なくてでも3年、4年、5年という形ですね。展示の方も徐々にまた戻りつつありますので、その辺につきましても今後もやっていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

町の10次総合計画の中で、どういったものに关心がありますかというグラフの中で文化芸術は意外と少ないんで、私はちょっとあれっと思ったんですが、実際は、ああいった展示会に行くとやっぱすごい人たちが結構な数、各地域、地域、私は全部見たわけじゃないんですけども、かなりのレベル、すごいもうびっくりするような人たちがたくさんいる町なんだなということで、改めて思ったところであります。ですから潜在的には、そういう文化芸術に興味、関心をお持ちの方っていうのが非常に多い町なんだということを私は思っておりますし、町としても同じような認識だということで理解をいたしました。その上でですが、今年の2月に町のホームページの中で更新されましたKPI数値の目標評価結果一覧というのが出ておりました。これを見た中で、文化芸術の振興というものが、5つ項目があるんですけども、いずれも残念ながら評価が低い結果となっていました。さらにちょっと私この中に入れるべきじゃないかなと思ってるの、すぐれた芸術文化を鑑賞するというようなものがなくて、ただ、参加者数がどうかという、この数値だけで、だけというかね、来場者をいかに多くするかということ非常に神経を使ってらっしゃるんじゃないのかな。それも当然、運営上大切なことではあるんだけども、同時にやっぱり教育委員会ですから、人格の教育基本法では教育というのは人格の完成を目標と目的として、これはもう子どもたちだけじゃなくて、やっぱり大人になってもやっぱり生涯にわたっていろんな文化的なまた芸術的なものを高めていくっていうのが大切なもんだと私は思っておりまして、そういった点からもすぐれた文化芸術を鑑賞するというようなものも1つ項目に入れるべきじゃないか、検討すべきじゃないかと思うんですが、この辺りいかがお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

目標として入れることはですね。今ここでそれを入れますという形でお答えできましたが、今後検討するものの一つだと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

これね、やっぱり入れなかつたのは、恐らく数値目標、数値化しにくいんじゃないかなと思うんですよね。ただ、どういった演目を町として実施していくかという点では、そういう考え方というのも一つ、ぜひ今後検討していってほしいなというふうに思います。それから先ほど申しました参加者数をなるべく入っていただいて、入場者数というかね、何て言うんですかね。満員になる、まあいいや。とにかくたくさんの方に来てもらうというのは、やはり有効活用という点では大切なので、それ自体は否定しないんですが、やっぱりその上で民間が行ういろんなそういった催物といいますか、興行、興行ですね。興行とやっぱり生涯学習課が企画する興行じゃないや、出し物、催しというものは、違って然るべきだというふうに思います。今、私先ほども申しましたように、一定の人が入ればいいのかっていうと、何かそこばっかりに今度こだわり過ぎると、そのときそのときに人気がある人を呼べば当然なるべく低コストで来てもらえそうな人を呼ぶっていうのは、集客力は高まるかもしれないんですけども、本来の教育委員会がなすべき目的をどうもちょっと徐々に徐々に踏み外していく、いってるのは言いませんけども、いってしまうようにならないようにしないといけんなというのを持っておかないといけないと思うんですが、この区分けについて、いかがお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

議員がおっしゃいます俗に言うプロですかね。いいものをいい形でやりたいという部分があります。ただ、私どももこのお金の話をしたらまたあれなんですが、財源等も含めて予算措置もあります。そして、その年度年度で、個別の財源が使えるものもあります。そういうタイミングを見計らいながら、なるべくいいものを多くの人にバランスよくやっていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ちょっとここで財政当局と企画財政の方にちょっとお伺いしたいんですが、例えば教育委員会でさまざま実施していく中で、何ていうかな。来場者数とか、収入だけを見て、ちょっともうはそこでチェックして、もっとそこで全然入らないじゃないかというよう

な評価の仕方というのは、あまり適切じゃないと思うんですよね。それプラスそれも当然一つの見方として必要だけども、やっぱりそこに文化、芸術や多様なさまざまいろいろな趣味がありますので、そういうものがきちっと網羅されてるのかというのも、評価の、財政としての教育委員会への財政に一定そこをしっかり見ていくっていうのも必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

村田企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

財政課の視点と言いますと、まずは事務事業評価であったり振興実施計画の中のヒアリングで予算付けをどうしていくかというところを検討していってるところなんですけれども、来場者数を見てっていうところではなくって、まずはその事務事業評価に対して成果指数というのは、そこそこの所管の方で決めてるんですね。その成果指数を来場者に定めているところもあれば、それ以外の数値を持っているところもございますので、総合的に判断して、この事務事業がどうだったのか。そして、この事業が必要なのか。そういうところは総合的に判断をしていきますので、その1つの項目に注目してっていうことは、やっておりません。いろんな教育行政というのは、非常に大切なものですので、たくさんのいろんな予算要求が上がってくる中で、やはりそこはどこが必要なのかというところは、一定所管の方で判断していただいて要求をしていただくという形で、財政の方は必要な予算は付けていくというスタンスでいっているところです。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

確かに町長部局が教育の内容の方にまで踏み込むというのは、これはもう避けなければならないことなんで、もうそのとおりだと思いますが、そういうことで、ちょっとそれに関連してなんですが、私はこの文化ホールで行う催物というのは、必ずしも高尚な何かもう莊厳なものじゃないといけないというのは全くそんなことは思ってなくて、大衆芸能とかお笑いとか、これももう大切な文化で、例えば漫才であるとか、落語であるとか、さまざまな子ども向けの演劇だとか、いろんなものを大切なことだと思っております。で、特に教育基本法のさっきから申しますように、趣旨からもあまり私たち政治の側があれをやれこれをすると、いろいろ言うことっていうのはちょっと私はずっと差し控えるべき、条件整備については結構やるべきだというのは、強く言ってきたつもりですけども、そういうソフトの面については、やっぱり教育委員会が独立して自主的に決めていくもんだと思ってはいるんです。ただ、それは、そう思いながらもやっぱりどうしてもこれどうなのかなと、教育委員会として本来すべきことなのかなというのは、やっぱりちょっと考えるときがあるんです。例えば一つ例を挙げますけれども、先日、ある、あるというか手相の占いの講演がありましたよね。これはいわゆる言ってみ

れば手のひらのしわで、人間の寿命が決まつたり、運勢がどうなるこうなるとか、結婚するのしないのとかっていうのが、どうなるっていうのが占い、手相占いですよね。私は、文部科学省が、文部科学省と教育委員会とは、直接的な指導関係にはないっていうのはちょっと勉強して知ってるんですけども、一定やっぱり科学的なものとか、やっぱり文化的なものをやっぱりやるべきだと思っていて、というのがあまりにもそういう何というかな、科学から離れたものを人気があるからということでやり出すと、例えば占いであったりとか、オカルト的なものであったりとかっていうものに、少し徐々に徐々にそういうしたものもオーケーだよというふうになって、人がたくさん呼べるもんねっていうふうに、そうなってはいけないのかなというふうに思っているんですが、その点のやっぱり先ほどじゃないけども、一定の歯止めっていうかというのを検討していく必要があると思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

今議員がおっしゃいました手相ですね。占いという考え方につきましては、今ここでお聞きしまして、そういう考え方もあることも一定理解しました。ただし、私どもは占いを肯定するということではなくて、あれ自体がエンターテイメントの一つとして考えておりました。そのときには自主事業というよりは文化公演ですね。その時代に即した面白いお話、情報を持つてお呼びして聞くという形で考えておりましたので、占いを肯定するというそういう考え方で行った事業ではないということは、ご理解いただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ぜひ今みたいな議論を今後いろんな催しを企画する中で、一つのこれ大丈夫かなというのを一つの指針として、ぜひ検討の題材にしていただければというふうに思います。

次に文化ホールの中にはありますちょっとピアノの件で伺いたいんですけども、今現在、文化ホールには多分造った当時からだと思うんですけども、スタインウェイのピアノがあります。多分長崎で私も正確には調べてないですけど、時津のカナリーホールとか、ブリックホールにはあるみたいですが、町レベルでスタインウェイを持ってるというのは、多分あんまり聞いたことないですよね。それともう世界的に有名なカーネギーホールとか、オランダのコンセルトヘボウとか、日本でいえばサントリーホールとか、世界的に有名なホールはもう90、ほぼ100%に近い確率でスタインウェイのピアノ。これ非常に私も聞き分けができるわけじゃないんですけども、それだけの採用されるということ何でかなと私も調べたら、もう数多くの何百という特許を持って、もう非常にしっかり作り込んで、もうそのプロフェッショナルが弾いても高い評価を得て

いるということで、あれを買ったのは非常によかったなと。多分相当高かったと思うんですけども、それをやっぱ議会もちゃんとオーケーして、当時私が議員になる前の議員たちもそれをオーケーだということで非常にいい判断だったと思いますが、これをせっかく素晴らしいピアノがあるので、もっと私は有効活用してもらいたいというのも、今回質問した経緯の中にございました。現在の活用状況がどうなのかっていうのをちょっと、あまり活用されてないような気がするんですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

活用状況という形で、すいません、今手元に詳しい数字は持っておりませんが、私の記憶だと月に2、3回、年で言うと約30回前後の利用状況があつてますかと思います。主にピアノの発表会ですね。こういった形での利用が一番多かったと思っております。あと町での平和コンサート、昨年度、一昨年とかまだやっておりませんけど、プロの演奏家による演奏という形で利用をしている状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ピアノの発表会等も含めれば月に2、3回とおっしゃいましたけれども、確か文化ホールには、グランドピアノがスタインウェイとほかに、一般的なグランドピアノがね。ちょっと胴体が長くない方のピアノも、あっちの方も結構そのピアノの発表会を使われているので、スタインウェイが月2回、月2、3回は使ってるとは言えないんじゃないかなと思うんですけど、それはどうなんでしょうかね。今数字が手元にないかも知れないけども、ちょっとそこは正確性では、ちょっとどうなのかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

すいません、正確な数字という形でお答えできない部分あります、ピアノの発表会以外も幼稚園、保育園等のちょっとした発表会ですね。さまざまな形でピアノが、どのピアノが何回出てるというのは、私も100%持ってないんですけど、私の記憶だとやはり2、3回程度は、時間の大小はあれど使われてるということでお伺いしております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

はい、分かりました。それでですね、ちょっと私の提案をいつも最後にさせてもらうんですけども、このピアノを習った方とか、クラシックとか、ジャズとか好きな人は

スタインウェイって結構知ってる人が多いんと思うんですけど、まだまだ知名度がなくて、実は長与町の文化ホールにこんなすごいピアノがあって、あるんだということを知らない町民もたくさんいますので、私は例えばピアノの専門家、長崎でも探せばいらっしゃると思うんですけども、そういった方にインタビューをしてですよ。いかにその素晴らしい音色で、素晴らしいものなのかというものをひとつ住民の方に周知するものを組んで、それとタイアップした形でそのピアノを使った演奏会などを組めば、そんなすごいピアノがあって、その音が聞けるのかということで、町民の方に関心を持っていただく。そういうことが、そういうものを繰り返すことで、もっと文化芸術にだんだん興味を持って、おっしゃられたように担当課になってからね。私もそうなんですけども、公民館まつりに行くようになって、びっくり初めてこんな書や絵画を書く人がいるのかっていうのを私も知ったんですけども、同じように町民の方で、より関心を持っていただくというのは、やっぱり教育委員会の仕事の一つじゃないかなと思うので、そういうものをぜひ検討できないか。これは第10次総合計画の文化芸術の振興の中の計画の目標の中に一文ですね。多様な文化芸術の町づくりを進めますとあります。ですからもちろん今の長与町の郷土芸能もどんどん継承してなくさないように大事だし、あと大衆芸能も今大河ドラマでべらぼうってあってますけども、やっぱりああいった文化文政時代の絵が実はもうヨーロッパに行って、ヨーロッパの印象派の画家に多大な影響を与えたとかありますので、大衆、芸能大衆娯楽っていうのも私は否定してはいけない、非常に大切なものだと思っていると同時に、長年の歴史の中で廃れずにずっと培うみんなから愛されてきた芸、古典芸術というのも同時にやっぱり住民に知らせていく。能っていうのはちょっと難しいと思うんですけども、狂言あたりも能舞台が文化ホールありますので、そういうものももう少し活用できないかというのも思いますし、そういう幅広い幅広くって思ってらっしゃると思うんですが、もう少しちょっと遡ったこうやって日本の伝統芸能というのを続けて私たちがあるんだなと思ったりとか、ヨーロッパの音楽が今ロックなんかにも随分取り入れられておりますので、クラシックを知るっていうことは、今の現代の音楽にも全部つながってきているということは、もっと今の現代音楽ロックやポップスについての理解もさらに深まると私は思っておりますので、ぜひそういった文化振興にそういう面での文化振興を考えて、今考えてらっしゃると思うんですが、ぜひさらに考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

荒木教育次長。

○教育次長（荒木隆君）

総合計画の記載もそうですけれども、町民文化ホールの設置の目的というのが条例の中で町民の教育、芸術および文化活動の振興を図るということが目的となっております。これまでも文化講演会ですか、各種イベント、コンサート、発表会ですね。町が行う事業だけでなくて、いろんなものに活用されてきて、にぎわいの創出であったり、町民

の皆さまの活躍、活動の場にもなっていると思っております。先ほどからいくつかご提案がございましたホールの音響であったりとか、ピアノの活用ですね。もちろんそういったものも想定しながらさまざまな場面で住民の皆さまのご意見を聞きながら、ご提案があったようなジャンルも含めて幅広く検討をしてまいりたいと思います。施設を効果的に活用しながらさまざまな文化芸術の発信に努めていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

これで堤理志議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時40分まで休憩します。

（休憩 10時29分～10時40分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順7、安部都議員の①困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の本町の取り組みと体制について、②高齢者の予防ダンスによる認知機能の強化改善と健康寿命延伸についての質問を同時に許します。

10番、安部都議員。

○10番（安部都議員）

2番目の質問者となりました。1時間お付き合いください。よろしくお願ひいたします。2点質問をいたします。1点目、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の本町の取り組みと体制についてお聞きいたします。「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月1日に施行されました。これは本来令和4年に議員立法により制定された法律の売春防止法の第3章補導処分を廃止し、新たに第4章保護更生が加えられ、支援体制の援助等整備を図った新法であります。現在、女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力、性犯罪被害、女性のDVや子どもへの虐待などといった多様化、複雑化された事案が増加傾向にあります。ここ近年ではコロナ禍による女性の被害が顕在化し、さまざまな視点から新たな女性支援の強化が急務となりました。新法には、先駆的な女性支援を実践する民間団体との協働の枠組みが構築されるようたわれております。また、国、地方公共団体への責務も明記され、多様な支援を包括的に提供する体制づくりもうたっています。そのような観点から、本町での今後の困難な問題を抱える女性支援の課題と取り組みについてお伺いいたします。（1）困難な問題を抱える女性の支援に関する法律についての本町の見解と課題についてお聞きします。（2）困難な問題を抱える女性の支援に関する法律の担当部署や女性支援センターの設置と女性相談支援員は構築されていますか。現在ないのなら、今後設置の予定はあるのか伺います。（3）法律施行前後において、過去5年間で困難な問題を抱える女性からの相談や支援の要望や実際に行ったケースなどありましたらお聞きします。（4）同法では、民間団体との協働による支援がうたわれていますが、その予定はあるのか、課題があれば何が問題なのか、困難なのか伺います。（5）本町の同法による基本計画の策定についてお聞きいたします。

(6) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する条例」の制定予定はないのかお伺いいたします。

大きな2点目、高齢者の予防ダンスによる認知機能の強化改善と健康寿命の延伸についてお伺いいたします。先日、東京大学先端科学技術研究センター身体情報学の宮崎敦子先生との会議で、高齢者のダンスと認知症予防の介護支援効果の検証報告を受けました。高齢者方がレクレーション体操をするのと違い、音楽に合わせてダンスをすることで、認知機能の向上や姿勢計測評価でのバランスの感覚の向上、空間教育などの向上に顕著な改善が見られたとのことです。そこで、本町での高齢者や若年層認知症予防や健康寿命延伸のため、音楽に合わせた予防ダンスを取り入れ、自立支援と生活の質の向上に取り組む考えがないのかお伺いいたします。以上、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、安部議員のご質問にお答えをいたします。1番目でございます。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の本町の取り組みと体制ということで、1点目の質問が、本町の見解、そして課題についてのご質問でございました。女性が日常生活または社会生活を送るに当たり、女性であることによりさまざまな困難な問題に直面することがあると考えられます。その直面する課題は、性暴力、性犯罪被害をはじめ、生活困窮、家庭関係破綻など複雑化、多様化してきており、その支援につきましても、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他さまざまな事情により異なりますので、あらゆる方向から慎重に対応すべきことと考えております。課題といたしましては、支援が必要な方が行政機関に相談することをためらい、状況が深刻化する場合が考えられるところでございます。この課題を解消するために支援が必要な方やその身近な方が相談しやすいように、支援内容の周知や意識啓発に努めてまいりたいと、そのように考えております。2点目、担当部署や女性支援センターの設置と女性相談支援員の構築についてのお尋ねでございます。現在の担当部署は、DVに関する相談を所管しております福祉課となります。しかしながら、支援が必要な方が抱える問題は、生活困窮、障害者福祉、母子保健、精神保健、高齢者福祉と複雑化しております、相談内容によって担当の窓口が異なるため、こども政策課、健康保険課、介護保険課など、幅広い所管が携わっておるところでございます。また町の所管以外では、県その他関係機関と連携し対応を行っておるところでございます。議員ご質問の女性相談支援センターの設置につきましては、また女性相談支援員の設置につきましては、法により都道府県での設置が義務付けされておるところでございます。長崎県におきましても、相談支援センターとしての機能は長崎こども・女性・障害者支援センターが有しております、女性相談支援員を2カ所配置をしておるところでございます。女性相談支援員につきましては、市町村にも支援員を設置するよう努めるものとされておりますが、女性相談支援員の任

用に当たりましては、その職務に必要な能力および専門的な知識、経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならないとされておりまして、支援員の雇用や職員の配置に関する課題も出てくるものと考えられます。当町におきましては、現在女性相談支援員という女性への支援に特化した専門の職員は配置をしておりません。けれども、個々の窓口に相談員が設置されておりまして、相談の内容に応じまして対応を行つておるところでございます。今後も関係所管や関係機関との連携を図りながら、課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。3点目でございます。過去5年間の相談や支援の要望などにつきましてのお尋ねでございます。令和元年度から令和6年度にかけてまして、福祉課が把握しておりますDV相談や生活保護に関する相談といたしましては、夫からの避難や離婚後の金銭的な不安、高齢者施設等への入所についての金銭的な不安などについての相談がございました。対応といたしましては、県に設置されております配偶者暴力相談支援センターにつなぐこともございましたし、支援が必要な対象者に子どもが含まれている場合や、対象者が高齢者の場合などは、それぞれの所管と情報を共有しながら迅速な対応に努めておるところでございます。4点目でございます。民間団体との協働による支援についてのお尋ねでございます。困難な問題を抱える女性の課題は多様化、複雑化しており、一行政機関で全てを対応するには限界があると考えております。民間団体などの特色である柔軟性のある支援や具体的な支援から蓄積された知識は、支援を提供していく上で必要と考えております。現在、一部民間団体とつながって支援を行つていているケースもありますが、町内や県内の民間団体が行う支援活動について十分に把握できていないことが課題の一つであります。今後、対象者の方へ必要な支援が届くよう、民間団体などの把握に努め、県や近隣市町と情報共有を行つてまいります。

5点目でございます。同法による基本計画の策定についてのご質問でございました。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第1項に、「都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めなければならない」とされておりまして、長崎県におきましても令和7年3月に令和7年度から12年度までの6年間を計画期間とした基本計画が策定されておるところでございます。この基本計画におきまして、困難な問題を抱える女性への支援は、地方公共団体の責務として実施するものとし、県の役割と市町の役割が明確に示されております。市町におきましては、基本計画の策定は努力目標でありますので、本町といたしましては新たな基本計画の策定については考えておりませんが、県の計画に沿つて女性相談支援に努めてまいりたいと、そのように考えております。

6点目の条例の制定予定についてのご質問でございます。困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るための理念や方針につきましては、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律にしっかりと規定されておりますので、町としては条例制定の必要は今のところないんじゃないかと考えておるところでございます。

大きな2番目でございます。高齢者の予防ダンスによる認知機能の強化改善と健康寿

命延伸についてのお尋ねでございます。本町の介護予防事業におきまして、議員ご質問の予防ダンスは取り入れておりませんけれども、介護予防を目的とした腹式呼吸や嚥下体操、腕や脚の筋力を維持する全身体操などを行うお元気クラブやめだか85などの地域支援事業を実施をしておるところでございます。現在高齢者を対象とした事業で行っていますこれらの運動や体操は、身体の柔軟性や筋力を維持、向上させる有酸素運動を伴う模倣トレーニングとなっておりまして、認知症および介護予防効果があるとされております議員ご指摘の予防ダンスと同様の効果が見込めるものと思っております。また、高齢者を対象とした事業を実施する上では、加齢による不安の解消や安全対策も必要となってまいります。現在実施しております運動は、運動が苦手な方や立位での体操が不安な方でも椅子に座っての参加ができるなど、年齢や性別、身体状況にかかわらず、誰もが気楽に始められるよう配慮がなされているところでございます。加えて、現在実施をしております介護予防事業の参加者の平均年齢が80歳を超えていたりということを考慮しても、事業による健康状態の維持がなされ、健康寿命の延伸に効果があるものと評価をするところでございます。今後とも、介護予防や認知症予防に効果的である運動等を見極めながら、介護予防事業を通しまして、町民の皆さまの健康寿命の延伸が図られ、健やかに暮らしますよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

それでは再質問に移らせていただきます。小さな項目で6項目ありますが、それぞれ関係性がありますので、ランダムになったりすることをご了承ください。それでは1点目でございます。今、見解と課題というところでお聞きをいたしました。意識啓発に取り組んでいくというところであります。本当に困難な問題を抱えるというところ、女性の支援に関するこの法律というのは、女性支援法と今呼ばれるものなので、簡潔して女性支援法と呼ばせていただきます。これは基本的な計画の策定と、それからDV防止法を一体化して策定したものでございますので、6年間の取り組みというところです。この支援法は1年経過していますけども、果たして長与町内の方たちにほとんど知られていないのが現状かと思いますが、その辺りはどのようにお考えになるのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

女性支援法の法律の施行、それから長崎県の基本計画の策定ですね、こちらについて周知が必要なものと考えております。今後、ホームページ等できちんと周知をして、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、誰もが相談がしやすいように情報の方の提供

というのをまず行つていこうかと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね、情報提供が一番大事ですけれども、具体的にどのような情報提供を行つていくのか。今長崎県の基本計画、女性支援法の取り組みがございますので、その辺りどのような形で情報提供を行つていくのかお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

先ほども申し上げましたとおり、ホームページの方で、県のホームページとリンクをするような形で、直接的に皆さんができるようなホームページの掲載をしていくかと思っております。また、これは所管の方とも調整が必要になってまいりますが、DVにつきましては、毎年1月12日から25日が女性に対する暴力をなくす運動期間といたしまして、役場の方でもパープルリボンの方を掲げての周知啓発をしているところでございます。こういうふうに周知するタイミングがございましたら、連携を取りながら、法律について少しでも周知ができるよう努めていければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

ホームページも分かりやすくたどり着けるような形で、そしてまた広報とかチラシも目につくような形で配置をしていただきたいというふうに思います。それから2番目ですが、この担当部署や女性支援センターの設置と女性相談員の構築というところでございます。これはあくまで県が今、実施を計画を表に出されているようにされています。担当部署に関しては、DV関係は本町は福祉課が所管が関わっているというところでございますが、その辺りですね、そしてまた女性支援センターの設置というところで先ほどありましたが、相談所プラス短期宿泊所、これは九州内ではどこの県とか市が設置をされているのか、お分かりになりますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

九州内の県で設置されているところというのは、申し訳ございません、私の方でどの県で設置されてるということを明確に把握はしておりません。ただ、長崎県内には女性支援センターというのの設置もございまして、従来から長崎県にあります長崎こども・女性・障害者支援センターを通じて、そのシェルターといいますか、そういうふうな保護施設はあるということは伺っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

九州内では福岡市とか福岡、福岡とか長崎市内ももちろんですが、熊本なども設置をされているかと思います。市町では今のところなかなか長崎県内でしてる所は、支援センターはですね、そこ1点だけというところであります。それから、この女性支援のそれですね、徳島県の事例がございます。この法律が施行されてから1年経過してるんですけども、徳島県のある団体が全域24の市町村にですねアンケートを実施しております。これが21からの回答があったんですが、ここは結構早い取り組みをしてます。女性支援員の担当部署が設置が21のうちですね、24のうち21のアンケートですので、21のうち10市町、それから女性相談支援員が4件、基本計画策定が13件、民間団体との協働があるが3件、このような形でですね、早くから徳島県は取り組んでいるというところでございます。それでは本町が今度、先ほどの長崎こども・女性・障害者支援センターが業務をして行っていますけども、長崎では長崎市、佐世保市、諫早市、大村市でこの女性相談支援員が設置されているというところでよろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

女性相談員につきましては議員がおっしゃるとおりでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そしてまた例えばDVのこの高齢者などですね、この高齢者などで実際にこの対象者となるのはどういった方たちがなるのかですね、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

女性相談支援員に相談をされる対象者という意味だと思ってお答えいたしますが、女性相談支援員の方に相談ができる対象というのは困難な問題を抱えている女性となっておりますので、年齢制限とかはないかと思っております。例えばDVだけではなくて、生活困窮であったりとか、あと子どもの虐待の問題とか、そういうものにつきましても相談ができる支援員というふうに把握をしているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

高齢者の中で、現在介護給付を受けている方、受けてない方があると思いますが、そ

の辺り高齢者などの対象ですね、その辺りは別々にあるのか、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

この女性支援法に関わる相談につきまして、介護の認定を受けてる受けでないというのは、そこには関係をしないものでございますので、認定を受けられても受けられてなくとも、対象にはなります。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

相談の内容として受け付けるということは対象となると思いますが、例えばその短期宿泊とか女性支援センターへの設置の紹介して入居するというのは、そのところも給付を受けている人と受けでない人は同じでということでよろしいんですか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

介護の認定を受けられてる方が使われるサービスというのも決まっているかと思いますが、その方の今置かれてる状況っていうのをまず把握をさせていただいてからの対応になるのかと思っております。申し訳ございません、今、今日、介護認定のサービスの内容がこうだから、この人はシェルターに行けませんとかっていうところまで、私の方が把握をしておりませんので、把握してませんという回答をさせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

それでは女性支援センターの配置っていうのは本町ではないわけですけれども、どういった理由があればそれが設置可能なのか、その辺りはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

女性相談支援センターにつきましては女性支援法の中で設置できる所が、まず設置しなければならないのが都道府県というふうに義務づけられております。また、設置することができるとなっているのが、指定都市というふうになっておりますので、長崎県はいいんですけど、他の市町というのは現在のところ、センターを設置することはできなっていうふうに法でなっております。こちらの法律の方が変わりまして、センターの設置ができるというような法律が改正がなりましたら、その時の町の状況によってセン

ターっていうのをした方がいいのかっていうのの今度は検討というか研究というか、市町との協議になるのか、ちょっとすいません、私も今のところ予定がございませんので、こういう回答になりますけれども、そういうふうに進めていかれるものだと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

了解しました。例えばその窓口にその支援は必要とされる方が窓口に相談に来られました。その時に例えば高齢者、女性または子ども連れ、いろんなさまざまな方たちが来られると思うんですね。その辺り、振り分けとしてはどのような体制で受けているのかその辺りいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

それぞれの窓口の方に相談員がおります。で、福祉課の窓口の方に来られた場合は福祉課でお話を聞き、福祉課の方でそこが県に連携をした方がいいのかというの把握をさせていただきます。また、相談された方にお子さまがいらっしゃったりすると、こども政策課の方ともつなぎますし、その方が高齢者であれば先ほど議員がおっしゃられたようなサービスというところも含まれてきますので、介護保険課とか、あとはそうですね、その他いろいろ、例えば住居が必要とかいうことであれば、町営住宅とかそういうところにも波及していくと思いますけれども、連携を取って、その窓口窓口で、こども政策課に来ても、介護保険課に来ても、福祉課の窓口に来られても、連携が取れるような、今そういうふうな対応をさせていただいております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

それぞれの課でそれぞれの方たちの相談に応じて振り分けをされているというところでお聞きいたしました。そこで、本町は専門的なその相談員っていうのはいませんよね。それで、やはりこのDVを受けた方たち、全国で令和5年度で7万9,345人からの相談があります。そしてその相談の内容としてはやはり夫からの暴力、子、親、親族、交際相手からの暴力などがありますので、それがですね55.6%暴力の被害の相談があります。やはり約もう5割以上がですね、ほとんどがそういった、DVとか、または交際相手からの暴力でそして性問題での暴力、さまざまなものでございます。そこで、行政からの、こここの厚生労働省の中にもありますが、二次被害と言って行政からのやはり相談をした、しかし相談をしたけれども、そこの担当者がよく分からぬとか、やっぱりちょっと批判的な、その人を責めたりとかするようなですね、やっぱり二

次被害が行われているケースが見受けられるというところで出ておりました。本町としては、やはりその二次被害を防ぐためには、どのような今後対策をとっていくのか、やっぱり相談員がやっぱり何も知らなかつたって、やっぱり情報は手薄だったとかですね、やっぱ対応の仕方がまずかった、そういったところがないのか、そういったとこあったら、どのような体制を整えていく、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

現在も、相談の窓口の方にも専門職として、保健師、看護師の方等の配置になっております。DVの相談にかかわらず、窓口の方に来られましたら、まずは傾聴する。どういうふうな内容で相談に来られてるかっていうのを傾聴させていただいております。その後、内容によっては職員の方につながるっていうことになります。DVの相談でございましたら、社会福祉士、あと保健師の方が相談に入らせていただきまして、本人、その対象者の方、相談に来られた方の気持ちをきちんと受け取るような相談をしていただいております。今後もこのようにきめ細やかな相談を受けまして、町の方で一方的に決めつけるようなことはなく、どういうふうな支援が必要かっていうことを聞くような、そういうふうな相談の仕組みというのを整えていければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね、相談の来た方に傾聴するだけではなくて、やっぱり寄り添って、その相談に応じた取り組み、そして紹介、内容ですね、そういったところで、やはりきめ細かな対応していくべきだと思います。そこで、職員に対する研修とか、講演会など、そういった専門的な分野でのやっぱり知識を向上というところで、そういった取り組みの考えはないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

ご提案ありがとうございます。現在そういうふうな研修についての取り組みの予定はございませんが、今回ご提案いただきましたので、職員の研修ということになりますと少しいろいろとスケジュール等とともにございますので、他の市町とかどういうふうな取り組みをされてるのかっていうのも含めて、勉強させていただければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね、そのところをやはりちょっと周知徹底をしていただいて、環境の取り組

み、改善をしていただきたいと思います。今のところは、相談があつたら、長崎県こども・女性・障害者支援センターに紹介をするとか、配偶者暴力支援センターですね、紹介をするとか、そういうところをお聞きいたしましたけれども、そこでも現在この長崎県と長崎市は長崎と佐世保市ですかね、こういう2カ所しかやはりそういった受け皿がないわけですね。非常に今長崎県の方も逼迫しているところですけれども、その辺りですね、やっぱり紹介をされるに当たって、その状況とか把握をされてるのか。実際、そういう声を聞いたりしてるのでその辺りの関係性というかコンタクトというのがされてますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

長与町におきましてDVの相談がございましたら、その内容によって、長崎県のこども家庭女性センターの中にある女性相談支援センターの方におつなぎすることになります。その時に、避難が必要なのかどうかというところも含めましておつなぎをさせていただいております。その後、県の方で相談支援員の方が、内容を聞き取りをされて、支援の内容、避難をされた方がいいのか、そういう避難をする場所がシェルターがいいのか、それともシェルターがちょっと使うのに困難であれば、どこかお身内の方とかそういうところも含めまして相談をされてるということはお伺いしております。ただ、何分内容が最大限秘密というか、秘密にしないといけないことでございますので、その後こちらの方にこうなりましたよっていうような、情報の共有っていうのはなかなか難しいものにはなっているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね、今ですね、情報として、長野県の上田市がNPO法人の場作りネットというところが、やどかりハウスというところを開設して、先ほど設置が女性支援センター設置ができないというところで回答があったんですけども、実際ですね、こうやった民間団体を活用して、このやどかりハウスというところでですね、女性支援を行ってます。1泊500円でも誰でも泊まれます。開設から3年半で2,700泊の利用がございました。利用者の暴力DVを受けた方たちが8割が女性で、利用者の8割が女性であったというところで、そういうところでやっぱり行政の相談窓口が開設をして、そして横のコミュニケーションがさまざまできたというところですが、専門的な知識を持った、免許を持つNPO法人など、本町も空き家がたくさんありますので、その中で例えばそれ利活用して、ボランティア団体、専門的な団体ですね、そういう体制づくりの支援を体制づくりを構築するというところなど、今後体制として考えたらいかがかなと思うますが、どうでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

情報の提供ありがとうございます。長崎県内にもNPO法人でそのような一時保護といいますか宿泊施設等ですね、あとは就労の支援をされたりとか、その他子どもに対するケアをされたりとかいうNPO法人もあるというのは把握をさせていただいております。そういうもう既にあるNPO法人の方と町がつながって、今後より適切な相談を受けるような体制づくりというのは必要と感じております。議員がおっしゃるような空き家に町がそういうふうな保護施設をというふうなところにつきましては、現在のところ全然考えておりません。ただ、先ほども言いましたように、今ある既存のNPO、まだつながってないところもございますので、そういうところと協力をお願いして、相談の支援を充実をさせていければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

ぜひそういったところの、長与町内でも支援が体制が整えられるような、民間団体との協力をしていっていただきたいと思います。それから、令和5年度の本県の県の相談センター、支援センターでの相談件数がDV関係で3,022件ございます。DVが2,015件、そしてその他のところで、経済困窮とかその他のところで2,007件の相談があつてあります。本町での5年間での相談の件数が分かれば教えていただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

町内で受けたDVと生活困窮それぞれの5年間の件数でございますね。DVの方が令和2年が13件、令和3年が9件、令和4年が9件、令和5年も9件、令和6年も9件となっております。生活困窮になりますと、これが女性のみ単世帯の相談ということではなくて、女性を含む世帯からの相談ということで、申し訳ありません、集計を取っておりますし、これで申し上げますと、令和2年が84件、令和3年が128件、令和4年が91件、令和5年が70件、令和6年が59件となっております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね、そういったところを見たらやはり毎年毎年そういった生活困窮や生活保護、DV関係でやっぱりかなりの相談があつてるとかいうところをお見受けします。令和5年だけでも本当に97件ですね、そういったところでかなり、令和3年が一番多いで

すね、これはコロナ禍の真っ最中だったと思うんですね。コロナ禍の中でやはりそういったDVとか、暴力とか、デートDVとかそういったところで女性がやっぱりそういう困窮に陥ったというところ相談が大きくなつたのかなというふうにもお見受けします。そこで、先ほど答弁がありましたDV被害者の保護のための施設の入居可能な所というところで、町営住宅という先ほどお答えがありました。その辺り町営住宅への入居者の期限の制限はあるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

あくまで入居ですので、期間の制限というのはございません。入居条件を満たさなくなった場合、例えば所得が増加したとか、そういった生活困窮の条件がありますので、その条件を満たさなくなった場合については、退去することもあり得るかと思いますけども、あくまで入居の期限はありません。入居の制限といいますか。入居の期間の制限というのはございません。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

それではその被害者、そしてまたその家族は、被害者1人でも入居が可能であるというところでよろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

家族でも1人でもですね、入居は可能になります。また町民じゃなくてもというところなんですけども、入居の条件としまして、町民の制限がありますものの、このDV被害者のですね、関係につきまして事情もございますので、そういったところは配慮したところで入居も可能としているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね、相談をどうしてもされる方たちは、本当に心身ともに、他県からでも逃げてきている、逃避してきているというところもありますので、その辺りはやはりもう本町だけのDVの方たちでなくって、そういった他県からの避難者を入居可能がやっぱりしていただきたいというふうに思いますですが、入居の条件やルールとかあれば、国土交通省の通告に従ってルールなどありましたら、お教え願いたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

入居の条件につきましては、あくまで住居を含みます生活に困窮する方が対象ということではありますけども、先ほどの法令を基に、DV被害者の方につきましては、この生活困窮に加えまして、議員がおっしゃいましたとおり国土交通省の通達、配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居についてという通達がございまして、この通達を基準として対応しているという状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

了解いたしました。それでは民間団体との先ほどの協働にうたわれているところであります、先ほどの答弁では民間団体との把握が難しい、限界があるという答弁がなされておりました。この民間団体とのやっぱりネットワークを形成して、女性支援団体の掘り起こしがやはり重要だと思うんですね。その辺り、やはりもう少し民間団体の把握ができるでない、そしたらどうすればよろしいのか、そしてまた、どのような体制を民間団体と協働で構築していくのか、その辺りですね、今後対策がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

まず、民間団体の掘り起こしというところになりますが、県のセンターで把握されている民間団体等とつないでいただくとか、あとは町の窓口の方にも、NPO法人の民間の代表者の方とか関係者の方がこういう事業をされてますということでご紹介に来られることもありますので、そういうふうな機会を逃さないようにですね、つながっていけばと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

ぜひですね、県と協力をして、そしてまたそういった情報把握に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。それから基本計画の策定第8条第1項でございます。これは女性支援法の基本的な政策で、新たな基本計画は本町は考えていないというところでありますが、例えば、このある団体のアンケートが、東京都世田谷区のアンケートがございます。この東京都世田谷区は、窓口に相談に行けない方たちが多くいらっしゃると。そういう方たちを掘り起こしが必要だと。そこが若年女性、若い人たちの女性ですね、行政で敷居が非常に高いですでやっぽり窓口まで行くまでが困難だと、そしてまた中高年のシングルの方が非常に相談ができないと、多い这样一个ところでですね、アンケートであったそうです。それを踏まえて、まずは相談に結びつ

くことが大事かなと思いますので、東京世田谷区がそういった方たちの中年層単身女性支援部会を設置しております。そこで新たな声を、そういった方たちの声を聞き、新法に照らして何が課題か解き明かし丁寧な基本計画をされております。本町におきましても、この基本計画の現在は計画はございませんが、この辺りやはり見えない声、聞けない声というのを掘り起こしが大事だと思いますが、その辺りどのようにこういった部会を設置するとか、まずは部会を立ち上げるとか、そういった計画はございませんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

現在のところご紹介いただいた世田谷区の中年層単身協議会ですかね、すみませんよく聞き取れず申し訳ございません、の部分について、町の方で設置っていうのは考えておりません。ただ、やはり若い方、生活支援の相談に来られる方の中でも若い方、中年層の方っていうのは、生活困窮だけでいいますと扶養ができる方がいらっしゃったりとか、そういうふうな支援を受けられない、要するにそこが支援を受けるまでの困窮に入ってない方とかもいらっしゃったりとか、若い方に対しては窓口に相談は来るんだけど生活保護についてはちょっと自分は受けたくないんだというようなご相談も耳にします。そういうふうなことを窓口で相談がありましたら、今も社会福祉協議会の方の生活困窮の所管がございますので、そちらの方につなぎまして相談をしていただく。生活保護を受けるのではなくて、就労の支援につなげるとか、生活の例えは金銭の使い方について学んでいただくとか、そういうふうな支援をさせていただいているところでございますので、今のところ議員がご紹介いただいたような協議会っていうのの設置は考えておりません。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

厚生労働省の女性支援室では、女性支援の民間団体が非常に少ないっていうところは承知しているというところです。今後は国庫補助事業での民間団体の掘り起こし、また新規事業に向けて推進をしていくと言われておりますので、そのところも本町も今後考えていただきたいと思います。それから、この基本計画が、県が情報把握をして市町ですね、今のところこの基本計画の方は市町の方は努力義務となっております。県が義務です。だけど努力義務ですが、他の市町が設置をしました、じゃあ長与町が一番最後に残りましたでは、やはり周知がつかないといいましょうか、やはりもう長崎県内でもいち早くこの基本計画を策定し、それに伴って支援を行っていくことが必要かと思いますのでよろしくお願ひします。それから、条例の制定をお聞きいたします。条例は今のところ設置を考えてないというところですが、この辺り法律に順守し、自治体としての基

本計画だけではなくって条例をすることによって明確化、周知化されていくと思いますので、その辺り条例に法律、条例、そしてまたこういった基本計画、それに伴つていろんな規則とか伴つていきますので、その辺り明確化、周知化体制を整えていく。いかがでしょうか。どのような条件で条例が必要となるのか、お聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

条例についてでございますが、町長の答弁でもございましたとおり困難な問題を抱える女性の支援、女性支援法の方に既に理念とか方針っていうのはしっかりと規定をされているところでございます。この法律の中でも市町への条例の義務付けとか、あと条例に委任するという事項もございませんので、現在のところ条例を制定しなければならないというふうには考えておりません。あと、どういうふうな時にというご質問でございましたが、女性相談支援センターの設置とか、市町村の方で可能になつたり、あとそれに伴う女性相談員の配置が必要になった場合に、条例を制定するのが妥当なのか、それとも要綱、規則でいいものなかつていうのも含めまして、その時になりましたらきちんと状況を整えていければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

よろしくお願ひいたします。受け皿をしっかりと本町としてもつくっていただき、といった困難な問題を抱える女性たちの支援を行っていただきたいと思います。それから、最後の高齢者予防ダンス認知機能の強化改善と健康寿命延伸ですが、先ほど本町として介護ダンスはされていないというところで、さまざまな介護予防の取り組みとか高齢者支援、嚙下体操、めだか85、お元気クラブなどを行っております。私この宮崎先生の発表をお聞きしてですね、本当すごいなと思ったのが、やっぱり音楽が心を揺さぶって、そして高揚感や幸福感が満たされるそうです。高齢者や介護施設などが今現在用いられているところですが、研究でもやっぱり認知機能の変化量というのがかなり宮崎先生の方が研究されて出ております。ダンスを取り入れたグループ、ダンスを取り入れてないただの体操ですね、エクササイズとか、そういったところでやっぱりかなり違いが変化が見えております。そしてまた姿勢評価の変化、姿勢評価の変化量とかですね、そしてまた幸福感、そしてまた先ほど言った認知機能の強化というのがかなりされているというところであります。そしてまた、週に1回ですね、40分のダンスを置き換えただけで、このような認知機能と、また姿勢の顕著な改善が見られたというところの発表がありました。そこで、オランダのライデン大学の医療センターでは、認知症患者に対して音楽療法を行っていると、ダンスを行っていると。そしてそこで介護施設の1,366人のデータの結果が出て、やはり音楽というものは興奮性が高くて、認知症患者の

抑うつや社会的な問題、効果が問題ある人にも一定が示されたというところが示されておりました。そして私先日ですね、長崎市内のこの宮崎先生が行った研究発表されている長崎市の高齢者介護ダンスを30年以上されてるグループを見学させていただきました。最高年齢87歳、私が見たところが70歳代の人たちでした。やはりもう1時間半休みなくダンスを行って、音楽に合わせて介護ダンスをしていく、素晴らしいところですね、皆さん、本当に生き生きとされて素晴らしい状況でした。そこで、やはりこういった介護予防にダンスを取り入れる、再度お聞きいたします。今後導入するお考えはないのかお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

峰介護保険課長。

○介護保険課長（峰修子君）

予防ダンスにつきましては、2年ほど前に地域のサロンの活動において、一度専門の講師の方をお呼びして実施した経緯がございます。現在の活動については町長答弁でございましたように実施はしておりません。私どもが現在支援等の認定を持たない方、および事業対象者の方に実施しております事業では、年齢もさまざまございまして、あと男性の方女性の方たくさん参加をしていただいている状況でございますが、高齢者の方で一番私どもが注意しないといけないのは転倒防止となっております。ですので、その安全性を確保した上で活動できるということで、現在のところは予防ダンスはする予定はございませんけれども、現在実施しております活動の中で、音楽療法の効果につきましては認識をしておりまして、全ての活動などには、发声練習の後に童謡、ナツメロなどの歌を歌うものなど、あとリズム、音楽に合わせて運動をするものを含めております。そのため活動中は、不安の軽減、精神的な安静、自発性、活動性の促進が進んでおると思っておりますので、音楽療法と同様の効果も期待できるものと考えております。今後は希望がある方、サロン等でご希望があられれば、ぜひ予防ダンス等があることも周知してまいりたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

ぜひ、この予防ダンスですね一度見学をなさってください。もう本当にですね、私が高齢者ダンスって言ったらですね、「高齢者と言わないでください」って「私たち若いですから」って怒られてしまいましたので、人生の先輩方のダンスというところで、介護ダンスを見せてくださいというところであったんですが、その辺り、今後、音楽療法として転倒予防、安心安全な高齢者の健康寿命に関して、この健康ダンスを取り入れていただき、皆さまの高齢者の安心安全、健康寿命と、そしてまた健康増進のため取り組んでいただきたいと思います。一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

これで安部都議員の一般質問を終わります。

場内の時計で 13 時 10 分まで休憩します。

(休憩 11 時 41 分～13 時 10 分)

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順 8、西岡克之議員の①本町の経済対策について、②町への窓口での支払い方法についての質問を同時に許します。

15 番、西岡克之議員。

○15 番（西岡克之議員）

議長のお許しを得ましたので質問したいと思います。まず 1 番目として本町の経済対策について、午前中にも同僚議員が質問をいたしましたが、私も通告しておりますので、質問をさせていただきます。本町では、町民の方々が相次ぐ物価高で日々の生活に大変苦しんでおられます。近年食品価格の高騰には目を見張るものがあります。卵についても価格は相次ぐ鳥インフルエンザの影響で高騰を続けております。野菜においても販売価格は上がる一方です。主食の米にしても高騰を続けています。ガソリン価格や他の加工食品も高値安定のままあります。今後さらなる価格上昇は避けられないようあります。このようなときに即効性がある経済支援策としてプレミアム付き商品券等の発行は有効な経済対策手段だと思います。この制度は商品券に期限が付いており、発行後、約半年内で使用されます。町内の事業者にも消費喚起の恩恵が受けられます。消費が消費を呼びます。本町においてその考えがないのかお尋ねをいたします。次に、町への窓口での支払い方法について。本町の窓口での使用料、手数料については、現在現金のみで支払いですが、世の中はキャッシュレスでの支払いが年々増加しております。今やクレジットカードを持たない人を探すのが困難な時代です。スマートフォンにても支払い機能がついておりまし、そのような時代、自動販売機においてもキャッシュレス自販機が年々増加しております。公共交通機関においてもキャッシュレス、タクシーでもキャッシュレス、町のコンビニエンスストアでもキャッシュレス、スタジアムシティでは、車の出入庫から場内の飲食まで全てキャッシュレスだそうです。そのような中、いまだに窓口での支払いは、現金のみの対応は時代遅れと感じます。町民皆さまの利便性を考えると、今後キャッシュレス対応ができないのか、お尋ねをいたします。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは今日午後一の西岡議員のご質問にお答えをいたします。1 番目の本町の経済対策ということでございます。食品価格の高騰につきましては、4 月に公表をされました令和 7 年 3 月の消費者物価指数の動向におきましても、食料品が前年同月から 7.4% の増、うち生鮮食品につきましては、13.9% の増と食料品を中心とした高騰が依然と

して続いている状況がうかがえるところでございます。このような状況を受けまして国の国民の安全・安心と持続的な成長に向けた総合経済対策に掲げる物価高の克服への対応として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付されることとなっております。本町でも本交付金を活用し、令和7年度予算におきまして、第2子、第3子の保育料無償化、そして町内小中学校の給食費支援、保育所等副食費支援事業等の子育て世代を中心とした生活支援、また、その他にも省エネルギー型家庭用電化製品購入助成事業を実施をしておりまして、町民の皆さまへの物価高騰に対する支援を行ってまいります。議員からご提案いただきましたプレミアム付き商品券の発行につきましても商品券に使用期限を設けることにより期限内に使用されますので、消費喚起には有効な経済対策というふうに考えております。本町におきましては、令和4年度、令和5年度に国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、同事業を実施した実績がございます。事業の実施に当たりましては、事務費も大きく伴うこともございまして、事業効果を考えますと令和4年度、令和5年度に実施した規模での事業実施が望ましいという考えであります。今後、国からの支援措置がございましたら商工会等とも協議をさせていただき、検討をしてまいりたいと考えております。

続きまして、大きな2番目の町への窓口での支払い方法についてのご質問でございます。窓口でのキャッシュレス決済への対応につきましては、本町では情報政策課を中心に作業を順次進めておるところでございまして、つきましては、今年度は住民環境課と税務課の窓口での導入を予定しており、これにより電子マネー、2次元コード、クレジットカードでの支払いが可能となる予定でございます。今後とも町民への利便性を図るために電子化、ネットワーク化を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

ちょっとメモが取れづらかったところがありましたので、その部分について再度、聞きたいと思います。まず1番目のところの経済対策支援のところで、保育料の無償化と給食費、それとその後が分からなかつたんですけども、ちょっとそこを教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

中村企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金対象事業、こちら歳入予算の説明となります。福祉課計上の低所得世帯支援および定額減税補足給付金を除き9,763万7,000円が交付されまして、各所管課が実施いたします各種支援事業に充当しております。各事業の内容といたしましては、保育所等副食費支援事業、こちらが私立と公立になります。内容といたしましては、物価高騰を踏まえた子育て世帯の負担軽減を

行うもの。そして、第2子、第3子の保育料無償化、こちらが子育てを行う多子世帯の経済的負担を軽減するため、第2子および第3子以降の保育料無償化を行うもの。そして、省エネルギー型家庭用電化製品購入助成事業、こちらがエネルギー価格の高騰による一般家庭への影響の抑止および町の温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的に、対象家電製品への買い換え費用に対し補助金を交付するもの。そして4つ目が町内小中学校の給食支援、こちらは物価高騰を踏まえた子育て世帯の負担軽減を行うものとなります。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かりました。3月議会のときに総務委員会でご説明をいただいた部分ですよね。確認です。分かりました。ありがとうございます。こう見まして確かにいろんな施策に対応をされているというふうに思います。ただ、こういう言葉を使って悪いかな。ちょっと地味ですよね、うん。見栄えっていうか、商品券に比べたら確かに実質的なご支援を頂いてると思います。ただ実を取るか、何を取るかという部分で、それなりにやっていただいているんですけども、ちょっと目に見えるっていうか、そういう部分が少しそうなというふうに感じます。商品券の場合は、何というか、皆さんのが騒ぐっていうか、そういう部分の一部、こちらがコマーシャルをかけなくとも住民の方々がある程度の告知をすれば、皆さんの口がこうコマーシャルをしてくださるので、派手さっていう部分では確かにあるんだなと思います。今年の、町長、これご存じです、つたえる県ながさき、県の発行する、読んどかんばですよ。つたえる県ながさきっていうのがあって、これこれ、ご覧になったことあるでしょう。これに載ってるんです。この7ページのところに物価高への対応ということで、学校給食費や寄宿舎運営費への支援8,838万円。農林水産業におけるコスト低減に資する設備費導入と肥料とか上がってるんで、そういう農業者の方々に対して2億5,000万円。プレミアム商品券の発行に10億円、県の方が予算を付けております。製造業者の省力化、DXなどに資する生産設備導入支援が4億5,000万円。これにそのプレミアム商品券は県民生活の下支えと地域活性化を図るため、市町と連携してプレミアム商品券やクーポン券の発行、地域通貨によるポイント還元などに取り組みますということで、県がもう発表してございます。これに4町かな、応募がなかったそうです。それなりに応募しなかったのは、訳があるんだろうとは思います。本町の場合、せっかく県の方がこういう原資をつけてくれたので、応募すればいいのになあと思ったんですけども、応募しなかった訳は何でしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

プレミアム商品券につきましては、県事業の方でも各市町に周知があつたところで、

内容としましては、プレミアム分に対して県の方が2分の1助成をすると。ただ市町の配分がありますので、長与町に対しては人口割でいくと、およそ3,000万円程度ではないかという想定で、町がこれまで発行している事業規模といたしましては、決算ベースでも1億5,000万円ほどかかるておりますし、予算規模でいくと2億円ほどの事業費がかかるもので、それに対しましてはやっぱりちょっと手を挙げにくかったということございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

なるほど、ちなみにさつき4町応募していないのは、長与、時津、佐々、東彼杵、新上五島町が応募をしてないということでございます。時津も応募してなかったんですけど、時津は、確かあそこよくやる上下水道料金の基本料金の減免をしてると思います。5、6、7の上下水道料金を減免しますと、うちはちょっと水道料金は前も言ったと思うんですけど、一部長崎市と共に用してるので、やりづらいという部分があるんですけど、時津は全部自前でやってるので、やりやすいのかなあと思います。これも地味っちゃん地味ですけど。うん。時津はそれをやってます。長与町の場合は、先ほど担当課長のご答弁によりますと、3,000万円の配分があったと言われております。ただ、当初の答弁であったように事務費も大きくて、もう結構予算がかかるというご答弁でした。ただ、この事務費というのも考え方の問題で、結局同時期に長与も時津も商品券を出したことがあったんです。長与の場合は、申し込みから商品券の配送というかまで全部郵便局でしたんですね。かなり事務費がかかったと思います。その事務費ですね。事務費分3,800万円、3,800万円か、事務費ですね。令和5年6月、令和6年の部分で3,800万円ぐらい事務費がかかったんですけど、これはほとんど郵送代、発送代なんで、時津の場合は、これを手売りでてるんですよ。前の吉田さんのときです。あのときはほとんど手売りでして、申し込みも地味っちゃん地味の申し込みですけど。ですからこの事務費の部分もかなり節減しようと思えばやれないことはないんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺の見解は、いかがでございましょうか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

令和5年度事業の事務費について、予算上は先ほど議員がおっしゃられた事務費を3,800万円計上しておりましたが、郵便局等の料金等もだいぶん商工会とも交渉して、決算ベースではおよそ2,150万円ほどの事務費、まあその半分以上は、やはり通信運搬費に使われているところでございます。5年度につきましては、コロナ明けということで、コロナ禍で4年度やったというところで、やっぱり個別の事業所等で売ると人が集まり過ぎるとか、販売期間でなかなか調整が皆さん1カ所にこの地区来てくださいと

かいうのも来れない方もいらっしゃるとか、いろいろ検討はさせていただいたんですけども、最終的には4年度にやつてもう確実に配布ができる方法ということで、商工会とも協議して5年度は郵便でということで落ち着いたところでございます。この事務費につきましては、やはり大きくかかってることで、その当時も協議をさせてもらつておりますし、今後もまた発行するとなればですね。できるだけ安価でできるような検討はしていかないといけないと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

申し上げたように事務費についてもそういうふうないろんな工夫をして、あまりお金がかからないようにすればいいと思いますし、プレミアム率が、このときは66.7%だったんですね。コロナのときは。それは国の方の補助金というのも、ふんだんという言葉は当たらないかもしれませんけども、そこそこの補助金が来たんだと思います。昔、最初このプレミアム商品券を出した頃は、恐らく2割ぐらいのプレミアム率だったんですよ。それを考えれば66.7とか破格の金額なので、人間2割でも安かっていうふうになれば、それはもう主婦は飛びつきますよ。それくらいの金額でも今はいいんです。それを勘案して、全然しないよりもしていただいた方が2割安かれば買えるやろと、購入制限もすればですね。このとき確かに一家で何万円やったかな。5万円か6万円ぐらいだったんじゃないかなあと思います。それも購入制限をすれば、例えば2万円とか3万円ぐらいの購入制限をすれば、もっと消費喚起になるんじゃないかなというふうに思います。ですね、できれば本町でも独自にやることはできないのかなあってはという思いがありますが、今日は財政おらんか、いかがでございましょうか。

○議長（安藤克彦議員）

村田企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

今回7年度のこの交付金をプレミアム商品券を全く考えなかつたということではなくて、いったん検討の土壤には上がってきたわけなんですね。ところがやはり5年度、6年度と比較をしますと、この交付金の長与町に入つてくる額っていうのが、4年度が決算ベースで2億9,000万円、5年度が2億3,000万円、そして、今回が1億8,000万円ほどあったんですけども、そのうちの半分が低所得者支援枠っていうことで、もう決まったお金の使い方で、残りがもう9,700万円程度だったということになります。この9,700万円をいかに配分をするか、物価高騰対策に充てるかっていうところで、まずはその低所得世帯、それから次に子育て世帯ということで、長与町の方は事業構築の方をさせていただいたところです。この自由に使えるお金っていうのにもご存じだと思うんですけども、推奨事業メニューというのがございまして、長与町では主に生活者支援というところで、低所得世帯、子育て世帯の方に配分を大きくとらせて

いただいたというところになります。独自でっていうところは、そのときにはまだ考えていなかつたというところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

部長がそこまで言われればもう返す返すこっちも返す答弁が狭められて、うん、ちょっと言いづらくなるなっていうのは思います。ただ、次にまたあつたときに今私が申し上げた例えば事務費を削減するとか、プレミアム率を低くするとか、そういう形で何とか知恵を働かしてやっていただきたいと思います。何べんも言うようにこれは薄く広くっていう部分の経済対策になるかなと。今、部長が言われた弱者救済的な予算の使い方は、否定するものではございません。それはそれで認めます。ただ、もう何回も申し上げますように、ちょっと薄く広くした方が、私の考え方としてね。薄く広くした方がいいんじゃないかなというふうに思いますので、申し添えておきます。ただ、それだけじゃちょっと引き下がれないで、例えばの話ですけど、他の経済対策、例えばLEDに家庭用の電気を変えるとか、こういうのも確かに補助金が付いてると思います。それと先ほど言ったこのLEDも町内の業者で使うように縛りをつけて、町の電気屋であるとか、そういうふうに縛りをつけて、なるべく町内業者に行き渡るようにしたらいかがなもんかなあというふうに思います。LPガスを使用しているところの補助も確かないかなだと思います。それいかがですか。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

市町の物価高騰対策もございますが、県の方でも物価高騰対策を同じようにやっておりまして、県のホームページを見たときにLPガスの使用について、一般家庭と事業所向けの支援をしてたというのを見たんですね。ですから、また追加であった分についてはまた検討する余地がございますけれども、県の方でやってるというところで重複してはしないということで、今回はしてないところです。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

それともう一つ店舗リフォーム助成事業、これ所管課の方はご存じだと思いますが、これもあると思うのでリフォームの計画書何とか出さないかんですけども、こういうのも同じ経済対策、何とか町内でお金を回そうという考え方の下、発言をしておりますので、そこもご理解いただきたいというふうに思います。もう少しアナウンスをしていただければというふうに思います。町長のね、昨日文書の整理をしておりました、所信表明が出てきてまして、商工関係につきましては、西そのぎ商工会と連携して新たな創業に向

けた創業塾の開催や小規模創業者の育成事業ならびに新たな事業や商品の開発、企業価値の向上を支援する新展開支援事業へ取り組む他、小規模事業者の経営支援や店舗リフォームへの助成とちゃんと言われておりますので、販路開拓について支援してまいりますということが言われておりますので、もう少しアナウンスを、ここはかけていただきたいというふうに思います。商品券については、以上で終わります。何べんも申し上げますように、もし国と県等のまた助成があったときは考えてください。

次に、キャッシュレスの支払いについてですけども、窓口のキャッシュレスは今年度から進めるということですね。住民環境課と、すいません、ちょっとメモできなかつた。住民環境課とどこが入れるんですか。

○議長（安藤克彦議員）

木須情報政策課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

今年度、住民環境課と税務課の窓口に導入を予定してございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

もう今年度入れるっていうことであれば、もう具体的にいつぐらいからっていう、庁舎まず庁舎ではいつぐらいからっていう具体的な日にちも決まってるでしょうね。お尋ねいたします。

○議長（安藤克彦議員）

情報政策課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

詳細な日というところまでは、まだ固まってはございませんけれども、今年の10月からの導入を目指してございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

そのときのキャッシュレスの種類っていうか、いろいろありますよね。クレカからなんから、それはある程度もう決定をしておりますか。もし分かったら教えていただきたい。

○議長（安藤克彦議員）

情報政策課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

今まさに導入に向けての準備をしておるところでございまして、これも契約する事業者によって異なっているというふうに認識しておりますが、いわゆる一般的に広く利用されているブランドについては、使用がもちろんできるように進めてございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

クレカの今のは答弁だと、他の媒体、例えば何とかペイとか、あるじゃないですか。

そういう他の電子媒体についてはどうお考えですか。

○議長（安藤克彦議員）

情報政策課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

失礼いたしました。町長答弁でもございましたけれども、使える手段と申しますか、申し上げますクレジットカード、あと電子マネーですね。1例で申し上げますと、例えばそちらのスーパーマーケットが使われてるような電子マネーですね。あといわゆるQRコードですね。こちらの方も利用ができるようなものを検討してございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

デバイスで払えると、クレカでも払えると、税務課と住民環境課ですかね、当初は払えるということなので。もちろんポイントもたまるんでしょうけど、その中で水道局は、対象ですか、対象じゃないんですか。

○議長（安藤克彦議員）

情報政策課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

今回の導入につきましては、上下水道課については、導入の予定ではございません。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

窓口で水道料金をお払いする方とかいますよね。なるべく早くしてほしいと、何かカードリーダーとかああいうやつを置いて、あと端末の処理だけなんで、払えなかつたらいいですとか宣伝もありますので、町長ご存じですね。なるべく早く対応していただきたいと思います。その中で今度各施設、例えば体育館とか、公民館とかありますよね。それについてはどういうふうにお考えですか。

○議長（安藤克彦議員）

情報政策課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

今回、今年度ですね。先ほど申し上げたように、本庁舎内の2課への導入というふうな形をまず、させていただきたいということになったんですが、検討といたしましては、令和5年度から住民ニーズが高いであろうというふうな課を交えて検討を行ってきてま

いりました。先ほどはお伝えいただいた上下水道課ですね。こちらの方についても一緒に検討を進めてきたところでございます。一番検討して導入がなかなか難しいなあというふうな議論になったところは、やはり取り扱い件数がどの程度あるのかというふうなことと、あとキャッシュレスをするわけなので、どうしても現金での納付というのも残ってしまうと。このあたりでの事務が2つのチャンネルで収納しなければいけないと、その辺りをどのように考えるのかと、このあたりですごく検討して、導入に至るというふうなところの判断をさせていただいたというところでございます。その結果ですね。今年度2課に導入をというふうな流れで考えてきたということでございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

今の若い子は、ほとんど小銭を持たないんですよ。私たちは古い人間なんで財布の中には小銭がね。小銭だけは入れとっとですけどね。コンビニとかで払うときは、端数はそれで1円玉が減った。10円玉が減ったと喜ぶ世代ですので入れてますけど。若い子はもうほとんどキャッシュレス、もう小銭よりも重いこういうデバイスは持つとるんですけど、小銭とか財布は持たない世代なんですよ。だからそういう人たちが体育館とか、公民館とか、いわゆる町の公民館を使用するときは、もうほとんどそのデバイスでは支払いを済ませます。自動販売機もそうでもんね。そういうのではほとんど済ますので、時代に乗り遅れたという言葉は違うかもしれんけど、やっぱりキャッシュレス化っていうのは、こういうところ現金を扱うようなとこでは、少しでも早くやっておくべきというふうに考えます。ですから若い子がよく利用する体育館とか、運動場とか、ああいう所ではね、あそこの西側埋立地にあるフットサルか。ああいう所では、なるべく早めに私は入れた方がいいと思います。多少端末のあればもう今リースですから安いので、入れた方がいいと思います。繰り返しになりますが、もう一度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

情報政策課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

議員がおっしゃるように、ここそれこそ1、2年でかなりこのキャッシュレスでの決済というのが、身近なものになってきたなあというのを実感してございます。特に若い方につきましては、議員のご認識のとおり私もそのような認識でございますので、一定まだ住民の方の利便性、あと事務の効率化ですね。こちらの両方の観点から引き続き検討の方は進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かりました。早急に進めていただきたいというふうに思います。なぜこういうことを言い出したかと言いますと、ちょっと不幸があつて住民環境課にショッちゅう出入りして、現金を払つてするのが、何かもう面倒で面倒でたまらずにですね。これはもう一刻も早く私が感じたように他の方も感じてるんだなあというふうに思いましたので、早期導入を図つた方がいいというふうに思いましたので、あえて今回質問をさせていただきました。早めの実現に向けていただきたいというふうに思います。導入するといつても細かなことがまだたくさんあると思うんですよ。それもちょっとスピードアップしてからしていただきたいと思います。答弁は要りません。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

これで西岡克之議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時まで休憩します。

（休憩 13時46分～14時00分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順9、浦川圭一議員の①市街化調整区域における50戸連たん制度を活用した土地利用について、②第1種低層住居専用地域における建物の高さ制限の緩和について、③高田南土地区画整理事業の完成に伴う新たな課税についての質問を同時に許します。

8番、浦川圭一議員。

○8番（浦川圭一議員）

それでは早速質問をさせていただきます。1点目、市街化調整区域における50戸連たん制度を活用した土地利用について。都市計画法第34条第11号の規定に基づき50戸連たん制度を活用して、市街化調整区域における土地の有効活用が図れないかと考え質問いたします。町内の市街化調整区域の中で、50戸連たんの条件を満たす区域は何カ所ぐらいあるのか。また、その可能性がある区域を示していただきたい。2点目です。第1種低層住居専用地域における建物の高さ制限の緩和について。第1種低層住居専門地域内で建物を建築する場合の高さの制限は10メートル、または12メートルとの法的規制がある中で、本町においては、10メートルで運用している。1年ほど前に容積率が80%であったものを100%に緩和したことに伴い、これを機に高さ制限の12メートルを採用し運用したらどうかと思うが、見解を伺いたい。3点目です。高田南土地区画整理事業の完成に伴う新たな課税について。（1）工事完成によって新たに造られた土地の課税が来年より行われると思うが、その税収の見込額を伺います。2点目、現状幹線道路以外の一部街区道路については通行止めなどの対応をとられているが、そのことによって使用収益が図れないなどの理由付けて、課税ができないなどないよう万全の体制で臨むことを期待するが、対応は万全か伺います。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは浦川議員のご質問にお答えをいたします。1番目のご質問が50戸連たん制度を活用した土地利用についてでございました。市街化調整区域内に過去から継続的に存在する50戸以上の住宅が連続して建ち並ぶ区域におきまして、一定の条件を満たした集落に限り、例外的に住宅の建築が認められる制度でございます。本町は現在のところ50戸連たん制度の導入を検討しておりませんので、ご質問の50戸連たんの条件を満たす区域につきましては、具体的にお示しすることはできません。また、同様に詳細な条件の整理も行っておりませんが、建築基準法上の道路に接していることや上下水道などのインフラの整備が既になされていること、土砂災害特別警戒区域が敷地内に含まれないことなどが挙げられると想定をされます。

続きまして2番目でございます。第1種低層住居専用地域における高さ制限の緩和についてのご質問でございました。第1種低層住居専用地域における高さ制限は、日照や風通しを確保し、落ち着いた街並みをつくることを目的といたしまして、一定の制限を定めるものでございます。住民にとって暮らしやすい環境は、生活形態や生活様式の変化に応じて変わるものでございまして、高さ制限の見直しに関しても、これから変化を踏まえて適切に見直すことが必要であると考えます。しかしながら一方では、一部の需要に応じて規制緩和を行うと、これまで維持してきた良好な住環境を喪失するこういった危険性もあるため、慎重に検討をしていきたいというふうに考えております。

大きな3番目、高田南土地区画整理事業の完成に伴う新たな課税についてということで、1点目が、来年より課税される土地の税収の見込額についてのお尋ねでございます。この高田南土地区画整理事業の完成によりまして、来年度から新たに課税する土地につきましては、現時点におきまして土地の評価を行っていないため正確な税額を示すことは困難でございます。しかしながら、近傍の土地の評価を参考に更地の状態で試算した場合、概算として、土地に係る固定資産税、都市計画税、合わせておよそ7,800万円ぐらいが見込まれるんじゃないかなと思っております。ただし、住宅用地にしますと、課税標準額を減額する特例措置がございますので、その特例を適用した額といたしましては、固定資産税、都市計画税を合わせまして、1,500万円ぐらいになるんじゃないかなと、そういうふうに見込みを立てております。2点目でございます。通行止めなどにより課税ができないことがないよう期待するが、対応は万全かというご質問でございました。現在、一括施工区域内におきまして、通行止めにしております一部の街区道路につきましては、本議会におきまして町道認定の議決を頂き、その後宅地の使用収益開始前に、道路の供用を開始する予定としております。また、他の要因によりまして、宅地の使用収益が開始できない状況も想定されないため、予定どおり今年の夏の使用収益開始に向けて、万全の対応で事務を進めてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

それでは再質問をさせていただきます。再質問に入る前に私の発言が聞きにくいとか、分かりにくいか、もしありましたら、どしどし反問していただいて結構ですので、ぜひお願ひしたいと思います。まずこの1点目でございますけども、町が制度の導入を検討していないから示すことができないというような答弁でございましたけども、私はこの場でこの質問によって、この区域を設定してもらいたいとかなんとか言うつもりはないんですね。あくまでも国が示す条件に見合うような場所が町内にどれぐらいあるのか。それはどういう所なんでしょうかという質問をしとるわけですよ。だからぜひですね。そこは示していただけんかなあというふうに、可能性としてはどういう所がありますかということをお聞きをしているわけですから、ぜひお願ひしたいと思いますが。

○議長（安藤克彦議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

50戸連たんの可能性のある区域でございますけども、50戸連たんの区域につきましては、長崎県の決定、県決定となりますため、絶対にこの区域が該当するということを現段階ではお伝えすることはできませんけども、細かい条件抜きにしてですね、建築物が50戸ほど連たんしてゐる集落ということでの条件でちょっとカウントさせていただきますとすれば、町内には約3カ所ございまして、1カ所が斎藤の毛屋白津地区ですね。そこはもうすぐぱっと思い浮かぶかなっていうところはあります。続きまして、2カ所目が丸田郷の丸田谷地区、三菱アパートちょっと上方辺りの集落が50戸ぐらいあるかなとカウントすればですね、考えております。最後3カ所目につきましては、三根郷の柳迫地区ですね。そこも一定団地でございますので、が市街化調整区域ですので、一応この3カ所が可能性がある区域ではないかと想定しております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

分かりました。50戸連たんする地域ということで、細かい条件はまだ見てみないと分からぬということで理解をさせていただきますが、今言われたいずれの所も市街化調整区域、昭和46年ぐらいに恐らく指定がされてるんだと思うんですね。もう53年から54年前ですかね。だからその当時のちょっと景色を思い浮かべますと、恐らく執行部も町長ぐらいしかその景色は思い浮かばんのかなと思うんですけども、例えば一番先に最初に言われた斎藤地区なんていうのは、船津橋を真っすぐ渡らないで真っすぐ国道を行つてですね。もう袋小路みたいな所だったんですね。って北側はもう海ですよ。海水浴場みたいなものがあって、そういう時代に市街化調整区域ということで指定がされたわけですね。だからそれが今現在どうなかつて言つたら、右岸側の市街化、体育

館側から橋が架けられて、立派な道路が整備されて、埋め立てが行われて、そこは市街化区域なんですね。それで時津に抜けるような立派な道路を造っていただいている。その後にまた焼却場とかができるありますのでですね。おまけに市街化調整区域に小学校まで造っておられると、全くその当時と条件がもう変わつたわけですね。だから例えば当時は市街化を抑制する地域として指定したことについては、間違つてなかつたのかなと思うんですが、現状に至つては、やっぱり町の緩和する方向でむやみやたらにじやなくて、こういう国の制度が合わせたところでの緩和であれば私はやれるんじゃないかなと思ってるんですが、どうですかね。そこら辺は今のところは、制度の導入を検討しないということなんでしょうが、どうでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

本町におきましては、都市計画線引きですね。関係を含めまして、これまで線引きによりまして無秩序な市街化の拡大を防いだりですね、効率的な都市基盤の形成を推進することで計画的な市街地の形成、一定効果があつたものとして評価していますことからですね、現時点で線引きとか大きな枠組みっていうのは、維持していくことが望ましいと考えております。その中で、この例え毛屋白津集落等については、おっしゃるとおり状況も変わっているとは思います。その中で市街化調整区域の集落については、毛屋白津でいけば農業の振興とかですね。そういったところ、地域の実情に応じて各集落やコミュニティが広がったものと考えておりますので、そういった地域の実情とかある中で、このようなご提案いただいた制度がなじむのか、そういったところについては、一定検討したいと思っております。貴重なご意見ありがとうございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

今言われた斎藤地区においては、農業の振興とか確かに圃場整備とかやられて、大きく一種農地とかも存在しておるわけですね。基本的に今言つてる50戸連たんの法の1号区域ということについては、そういう所は入れられないってなってるんですよね。だから当然50戸連たんで指定をしようとしても、今ある農地、あの何ですかね。一種農地とかですね。1ヘクタール以上のこの一団の農地、こういったものも当然その区域には含まれないわけですね。含まれないとしたときに、今ある道路沿いの雑種地みたいな所とかですね。圃場整備でやってない農地であるとかですね。だからそんなには私は土地はないと思うんですが、そこら辺が利用できれば非常に私は思うんですが。ただ、あくまでも地権者の地主たちの考えがどうなのかというふうに思うんですよね。だからあそこの場合はもう長与の場合は特にもう市街化調整区域であろうが、その外であろうがもう上下水道がほとんど整備されてあるもんですから、この間のちょっと全協ですか

ね。料金の値上げあたりも何か視野に入れて話を進めるというようなことを言われてますけども、やっぱりそういう所で建ててもらってたくさん水道を使ってもらって、下水道も使用していただかくというようなことを考えるべきだと思っておりまして、どうなんですかね。あくまでもその可能性がある地域の人たちが、ぜひこの場を区域の指定をしていただきたいというような要望なり要請なりきたときに、今ある今言われてる町が制度を検討してないのでだめですよというような門前払い的な対応をとられるのか。それとも一応聞いて前向きに対応していただけるかですね。私はもうぜひこの話を聞いて前向きに対応していただきたいなというふうに思っておるんですが、どうでしょうか。そこら辺は。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

50戸連たんの地域の方々によります要望とかについてなんですけども、50戸連たんの区域を指定、ちょっと先ほどと同じ答弁になりますが、50戸連たんの指定区域を指定するのが長崎県ということで、長崎県にどういうふうに町民の方が申請すればいいんでしようかっていうような話は聞いたところなんですけども、まずは前提条件としまして、長与町が都市計画マスタープランとかの上位計画において、50戸連たんをするよという、導入するよという、そういった意思決定、町としての意思決定がまずあるってことが、まず大前提ということを聞いております。で、そのあとに50戸連たんとかのそういった手続き、長崎県と長与町との協議が進んで区域等々の枠組みが決まってくるところなんですけども、今現状におきまして、まだその動きにはなってないといいますか、現状の手続きについては、長崎県については、ちょっと伺ってもはっきりした回答はなかったというのが現状で、その中で例えば地域の方々の思いとして、自治会やコミュニティ単位での要望が、提出したいというご相談があれば、それは遮るものでありませんので、そういったところで要望して、提出いただくというご相談があれば地域の方々のご意見として今後参考とさせていただきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

今言われてるよう最終的には県が告示して指定をしていくというようなそういう区域になろうかと思うんですが、そこに県を持って行くまでの話を聞いてくださいよということを私はちょっと今申し上げてるんですよ。それとちょっと疑問に思うのが、この50戸連たん制度というのは、法的に例外的に認めますよという制度を法で整備してあるわけですよね。そういうものがある中で、いろんな条件あるかもしれませんけど、その状況を全て満足しているような地域についてですね。町がその制度を検討して導入を検討してないのでだめですよというようなことをどっちか優先されるのかっちゅうのは、

ちょっと私よく分からんんですが、法を優先すれば、もうやっぱり親身に話を聞くべきだと思ってるもんですからですね。どうなんでしょうかね。どっちが優先されるんですかね。そういういた場合。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

私がちょっとキャリアが長いんで一番分かっているということだったと思うんです。以前ここはですね、実は地権者の方から何とか宅地にできんやろうかという相談を受けました。当時はやっぱりここも農地、議員おっしゃるように農地をやろうということで、長与町も農業される方が減ってきてる中で、何とかの農地の振興を図ろうということで、それでお金をかけて農地にしてるんですよね。そのときは県からお金が出たかどうかまではちょっと私も覚えてませんけども、そういう流れの中であそこを農地として開拓していったもんですから、そこにいろんなエネルギーを町も使ってますので、そのところは何とか農地としてもう少し皆さん方で頑張っていただけませんかと、いうことを申し上げたのがあるんですよ。議員おっしゃることもよく分かるんですよね。確かに50戸連たんというのは、新たにそういう所を制度化していったらどうだろうかということで十分分かるんですけども、ただ、斎藤以外にもありますけれども、そういうものは今おっしゃるように、いろんな大所高所からやっぱりこう見ながら判断していくべきだと思いますし、ただ斎藤に関して言えばちょっとそういった実は流れがあったということで、ちょっと私はそういった話を差し上げたもんですから、お答えしますとそういうことなんですよ。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

分かりました。先ほどから申しますように優良農地は含まれないということで、もうこの法の趣旨にありますのですね。あくまでも今ある道路沿いの建築基準法に適合する道路沿い、道路脇とかの土地だけが対象になってくるのかなと思ってるんですよ。だからぜひそういうことで臨みたいという地元の方がおられるような話ですよ。私がするのは。あくまでも私からしてください一つことは申し上げるものでありませんので、だから今、三根の方の話も出たんですけど、三根の方もやっぱり中尾城公園ができて道路が下まで田上の方から下って、一方は南田川内三根線ができて、これも南田川内三根線ができて、あの間ぐらいをおそらくその対象になるのかなと私思つるんですよ。南田川内三根線と陶芸の館が下ってきた付近、ここら辺が50戸連たんの対象になるのかなと思ってるんですが、ここもそういうにぎわいをつくったのは行政なんですよ。南田川内三根線を造って、中尾城公園を造って、あそこに車が人のにぎわいが多くなったというのがですね。それで南田川内三根線ができたことで緑ヶ丘なんかも、これ

も市街化区域ですからね。できてだんだんこの周りがやっぱりできてきたというのは、行政の対応がそういうもうまちづくりがそういうことになっていって、市街化調整区域のまま取り残されているような状況になってるようですね。ここも地主の方がどう考えるか分かりませんけども、ぜひ改めてですがよろしくお願ひをして、次の質問に行かせていただきます。

次の質問は、今回慎重に住環境を、良好な住環境を喪失する危険性があるので、慎重に検討するというようなことだったと思うんですが、この一番厳しいこの第1種低層住居専用地域ですね。これが都市計画の用途区域の中で一番厳しい用途だと思うんですが、ここの中で10メートルもしくは12メートルということで決められてる中で、今10メートルを採用してるもんを12メートルを採用したらどうかという質問なんですが、そんなに12メートルに緩和することで、どういう悪影響が及ぶかなというふうな想定をされてますかね。何かあります。私はもうほとんど関係ないんじゃないかなと思って、質問をしとるんですが。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

第1種低層住居専用地域が議員おっしゃるとおり、用途地域中で一番厳しい条件の土地、地区であるということの中で、10メートルと12メートルで規制があるということなんですけども、用途地域の趣旨にありますのが、やっぱり良好な一番良好な住環境を整備するという趣旨の下、一番厳しい制限がある中で、多分当初10メートルにした理由といいますかは、やはり日当たりだったり、風通しだったり、町並みですね。そういったところを重点的に一番厳しいというかですね。一番厳重に良好な住環境にしていくことでの決定といいますか、そして、その当時は2階建てが主流だということもありましたので、多分その2階建てが想定の中で10メートルという規定ですね、適用されたと思っております。この10メートルというのが長崎県内11市町、第1種低層住居専用地域の指定をしてるんですけども、全て10メートルでの制限をかけておりますので、長崎県内同じような対応をしてるというところが現状です。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

あの今10メートルと12メートルの比較を言っていただいたんだと思うんですが、風通しとか日当たりとかって言われたですよね。恐らく以前やっぱり10メートルで設定をしたということは、容積率が60%の時代だと思うんですよ。建ぺい率が50%で容積率が60%、だから例えば50坪ぐらいの一種低層の土地っていうのもあるわけですね。たくさん。今度100%にこの容積率がなったことで、昔は60の時代は30坪ぐらいのしか家が建てれなかったもんですから、到底2世帯住居なんていうのは、もう

全然眼中にできんような話だったんですね。ところがここに来て 100% になってくれば、50坪の土地に50坪の建坪の家が建つようになったわけですよね。そうするとやっぱり需要的には、例えば親世代が下に住んで、上に子ども世帯が、子ども、孫を含めた世帯が住むってなったときに、なんで 12 メートルかを言うとですね。12 メートルにすれば、3 層住宅までちょっと設計ができるんじゃないかという考え方なんですよ。やっぱり 10 メートルでも今でも 3 層、3 階建て造ろうと思えば造れんことはないんですよね。ちょっと押し込んで造ろうと思えば。ただ、ちょっとこれ余裕がないというところで、できれば 12 メートルにして、堂々と 3 階建てまでできるようにですね。できればどうかということで考えてるんですが、仮にですね。50坪の土地に容積率を 100% 満足して家を建てようとしたときに、今の 10 メートルのままでは 2 階建てしか建てられんね、というようなことに判断になればですね。50坪、50坪の総 2 階しかもう選択肢が 1 択なんですよ。1 択。ところがこれ 12 メートルになって 3 階建てになれば、例えば 1 階を親世代のに 20 坪にして、2 階、3 階を 15 坪、15 坪にすれば、これもう建坪 50 坪なんで、そして 2 階、3 階で子ども世帯の孫まで入れて 4 人が住むとかね。いろんなバリエーション、選択肢が出てくるわけですよね。設計の多様性が出てきて、これ何がいいかといえば、例えば総 2 階にもうぎちぎち建てた所が、建物がスリムになるわけですよね。だから今さっき懸念しておられたように、風通しが悪いとか、日当たりが悪くなるとかつちゅうのは、全く私いっぱいないと思うんですよ。逆にスリムになるから隙間ができるわけですね。空地率が多くなるということで、そのことで逆に今まで日が当たらないような所も当たるようになるんじゃないかなと思うんですよ。そこは実際いろいろ場面はあると思うんですけどね。一概にどこもかしこも良うなるとは言いませんけども、だからもう使い勝手がもう全然違うと思うんですね。しかも、その 12 メートルまで許されてるわけですから、最大限活用して 12 メートルにできないかということで、長崎県内でやってる所がないんだというようなことも言われてますが、ぜひ 1 着を目指してやっていただけんでしょうかね。初めての取り組みだということで、長与町が 12 メートルにしましたということだったら、私はもうこんないいことはないと思うんですけども、そんな悪影響っていうのは、ないでしょう。私も考えつかんわけですよ。その 10 を 12 メートルにすることで。改めてその、そんなに悪影響があるかなつちゅうような、いくら探しても分からんもんですからね。10 にこだわる理由というのが、逆にだから分からんわけですよ。そこをちょっと教えていただけませんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

非常に貴重なご意見ありがとうございます。確かに 3 階建てという土地利用の考え方というのは、住宅の動向ですね。建築の動向とかの中でも一定ある動きでもあるかなと

思っております。その中で、第1種低層住居専用地域の高さ制限が一定あるんですけども、その他に道路斜線制限であったり日影規制っていうのもありますので、必ずしも議員がおっしゃるとおり3階建てですね、がほんほん建ち並ぶということではないというの là ありますので、急激な街並みの変化っていうのも、そこまではその影響は大きくですね、というのはありますが、そこにお住まいの低層住居専用地域を求めて来られた方がですね。というのが、やっぱりそれだけ今まで住んできた方についてのやっぱりニーズといいますか、ご意見も一定伺わないといけないと思いますし、地域のニーズであつたり、あと新築の動向とか、そういったところも含めて検討が必要になってくると思いますので、これはちょっと貴重なご意見といたしまして、今後の検討に向けて考えていくたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

今言われたように私も12メートルにしたからといって、3階建てばかりによきによき建ってくるということはないと思うんですよ。あくまでも主流は2階建ての10メートル以下の2階建てが、やっぱり一種低層では建っていくんだろうなと思うんですが、そういうのがどうしても土地の都合で、そういう土地利用をしたいというような方たちの救済になるんじゃないかなと思つてますよね。例えば先ほど申しましたように、総2階で造った場合に駐車場1台しか取れんものが、スリムにして3階建てにしたら2台停めれるようになったとかですね。本当にですね。これはメリットがある。何でできないのかなという、メリットは相当あると思うんですよ。12メートルにすることで。だからぜひこれは検討をしていただきたいと、よろしくお願いします。それで最後の質問に行きますけども、1点目、税収の見込額が現状更地のままで計算をしますと、7,800万円程度が見込まれるということで聞きました。あと課税標準額を減額する特例が適用されれば1,500万円程度と見込んでいるということでしたので、これはあくまでもあれですね、家が乗った場合に200平米までが6分の1になるという、その減額の適用ですよね。あとそういう来年の1月1日まで半年ちょっと、7カ月ぐらいですかね。そんなに家も建ち並んでしまうから、ほぼほぼこの7,800万円程度が入ってくるのかなあというふうな自分なりに理解をしておるんですが、貴重な財源ですので、せっかく出来上がって今からずっとこれ入ってくるような財源ですので、これぐらい入ってくるっちゅうことで理解をさせていただきます。ありがとうございます。それと2点目でございますけども、ここは私、課税するための事務処理、出来上がった宅地が500宅地を超えるぐらいあるということをお聞きをしとるんですけども、その宅地ごとの例えば評価額の算定であるとかですね。画地ごとの課税面積の確定であるとかですね。対応しなければならない事務の処理が大変だろうなと思って、課税に向けた対応は万全ですかということで、質問をさせていただいております。答弁の中でも、もう町長の答弁の

中で、使用収益に向けて万全の対応で事務を進めるということで答弁いただきましたので、ここはもう安心をさせていただき、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（安藤克彦議員）

これで浦川圭一議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時45分まで休憩します。

（休憩 14時36分～14時45分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順10、堀真議員の①高田越交差点の渋滞対策について、②本町におけるプロスポーツチームとの連携事業の実施についての質問を同時に許します。

2番、堀真議員。

○2番（堀真議員）

最後の質問者となりました。まず先んじて、前回定例会において一般質問できなかつた、体調不良によってできなかつたんですけど、各所管の皆さま、それから議員の皆さま、それから町民の皆さまにご迷惑かけたことをまず謝罪いたします。

では一般質問に入ります。まず1番目、高田越交差点の渋滞対策について。高田南地区画整理事業も進み、いよいよ宅地の造成が始まり、本町の人口増加や高田郷の発展が期待されているところでありますが、一つ懸念の声が上がっています。高田越トンネルから高田越交差点にかけて、特に朝の時間帯と夕方の時間帯で交通渋滞が起きているのですが、土地区画整理事業による世帯数の増加によってさらに渋滞が増すのではないかということです。十分、今も住み良い長与ではあるんですけども、今後高田南に移り住んで来る方にさらに住み良い環境になってほしいため、以下の質問いたします。3年ほど前の同僚議員からの渋滞対策緩和についての一般質問への返答で、とっている対策として信号機のタイミングを調整したとのことでしたが、現在も特に渋滞が改善されていないように感じます。今現在行われている協議の内容をお聞かせください。それから、釈迦に説法で申し訳ありませんが、素人意見ですが、高田越交差点を直進した先の交差点、左が長崎市方面、右に行くと時津町方面っていう所も渋滞の箇所であります。その信号機の青信号が短いことから渋滞が発生し、高田越交差点にも影響が出ているのではないかと感覚的であります。本町の交差点の混み具合は他の近隣市町と比較しても最上級に思えます。再度、警察、長崎県、長崎市、時津町との協議会で信号のタイミングの調整等をお願いできないかお聞きします。

それから大きな2番ですが、本町におけるプロスポーツチームとの連携事業の実施について。昨年まで某長崎、ここはちょっと固有名詞を控えさせていただくんんですけど、プロサッカークラブとの連携事業を実施し、他県のプロサッカークラブとの試合にて長与町サンクスマッチを開かれていたという記憶があります。昨年の10月から試合のス

タジアム会場が諫早市から長崎市に移転し、週末の日中開催では平均1万人もの観客を動員する大きなイベントになっています。そこで、スタジアムが移転し観客規模が大きくなっているため、そういったイベントを活用して、長与町の良さをアピールするいい機会だと考えますが、今後もそういった試合当日に会場で長与町として店を出店したり、協賛してはいかがでしょうか。以下質問いたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは堀議員のご質問にお答えしたいと思っております。まず大きな1番目、高田郷交差点の渋滞対策についてということで、1点目が信号機のタイミング調整に係る協議内容についてというお尋ねでございました。議員ご指摘の高田越交差点におきまして、朝方と夕方を中心に渋滞が発生している状況につきましては、本町としても把握をしております。長崎県、長崎市、時津町、長与町4者の道路政策担当による交通渋滞対策協議会におきまして、問題提起を行っているところでございます。2点目の再度の協議ができるないかというお尋ねでございます。高田越交差点の渋滞状況につきましては、県警本部にも把握をしていただいているところでございます。今後、高田南土地区画整理事業の進捗により交通量がさらに増えることが想定されることから、高田越交差点を含めた本町の渋滞対策につきましては、県、長崎市、時津町と協議を重ねながら、効果的かつ効率的な方策を今後検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

大きな2番目でございます。本町におけるプロスポーツチームとの連携事業の実施についてのご質問でございます。プロスポーツチームとの連携につきましては、その集客力、発信力が非常に大きいことから、多くの方々にさまざまな形で情報を発信することができる大変魅力的かつ効果的なものであると考えております。昨年度まで諫早市内の施設で開催しておりました長与町サンクスマッチにおきましては、町の特設ブースにおける町内飲食店の出店や町のPR活動に加えまして、小中学生を対象とした試合観戦の招待、来場者を対象とした抽選会への町特産品の提供などを行ってきたところでございます。昨年2つのプロスポーツチームの本拠地となる民間複合施設が長崎市に完成し、多くの観戦者が来場されているとの情報を得ておるところでございます。長崎市に隣接している本町におきましては、この施設への公共交通機関が充実しております、さまざまなフェーズでの交流が想定されることから、今後も連携を深めていきたいと考えておるところでございます。しかしながら、本施設管理者からは昨年度までとは内容を同じくしたサンクスマッチの開催は難しく、今後は形を変えて連携事業ができないかとのご提案を頂いておるところでございます。現在は本町のみならず長崎県全体を対象とした共同事業や、連携に関する協議の場でありますプロスポーツクラブ長崎自治体連携会議が設置され、新施設におきまして実現可能な共同事業につきまして意見交換を進めている状況でございます。今後も議員のご提案の町の情報発信や出店、協賛も含め、事業

者との協議を深め、本町として何ができるか検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

堀議員。

○2番（堀真議員）

再質問させていただきます。1番の（1）なんですけど、先ほど協議の内容をお聞かせくださいっていうお話をしたんですけど、まず、再度その協議の内容、どのような内容がなされているのかということと、その協議が年に何回行われているのかっていうまずこの2点、お聞かせいただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

藤崎土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

こちらの協議の内容なんですけれども、長崎県の道路建設課が音頭をとりまして、平成27年から長崎市の北部、長与町、時津町周辺の交通渋滞対策に係る協議を行っております。協議の中では、渋滞箇所の洗い出しであったり、その渋滞の緩和に向けたそれぞれの対策をそれぞれの機関でやっておりますので、その対策の進捗の報告であったり、交通量調査の情報共有、その辺を行っておりまして、長与町内の渋滞箇所につきましても議題に上げております。回数につきましてはおおむね年に1回程度多くて2回行っております。

○議長（安藤克彦議員）

堀議員。

○2番（堀真議員）

年に1、2回ということで、実際協議をいただいていると思うんですけど、渋滞があまり解消されていないっていうところもあると思うんですけど、これあくまで私の一つの例であって、素人的な意見なんですけど、高田越トンネルを下りてくる道っていうのが混む原因の一つとして、役場の方から赤迫方面に抜ける県道33号の所で右折信号があると思うんですけど、その右折信号で右折する車が無理やり右折して、高田越トンネルから下りてくる車が直進できず、そこで信号突破できず、そこに溜まるっていう、一つの原因っていうのがあると思うんですけど。そこで一つ、右折信号を2秒短くするとか何か、これあくまで素的に意見なんですけど、そういう所管の方で具体的にどういう渋滞解消の対策っていうのをお持ちになるのか、よければその案っていうのを聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

一般的な渋滞対策としましては、ハード面でいきますと、まず1つが新しい道路を造るということですね。こちらは交通の分散ということが期待できると。2つ目としまして、既存の道路を改良を行うと。こちらは道路を拡幅しまして車線を増やしたり、右折の滞留長を延ばして、そういうことで流れをスムーズにするということがございます。またソフト面で言いますと、このご質問にありましたとおり信号サイクルの最適化ということが考えられるところでございます。高田越交差点につきましては、あそこから国道206号につながる路線ですね、その辺については今現在できるところの対策っていうのは、もう既にとられているっていうことを考えておりまして、信号サイクルにつきましては今後長崎県警と調整ができるかっていうところは分からんんですけども、協議は重ねていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

堀議員。

○2番（堀真議員）

詳細な返答ありがとうございます。ちょっと先ほどの話にもなるんですけど、長崎市だったり、警察署と連携してっていうところで、本町だけで行えないで、他との機関と連携ってのは必要になってくると思うんですけど、例えばですけど、一番渋滞の解消として先ほど信号っていうのを挙げましたけど、それはもうほぼ3年前の同僚議員の質問の時にもなかなか解消しなかったっていう答弁がありまして、例えばですけど、高田越交差点から206号につながるその道路のところで、2車線化をできないのか、ここら辺で用地の取得とか、予算だったり、そこら辺の兼ね合いもあると思うんですけど、この辺もう一度ちょっと車線を完全に2車線、2車線化したら恐らくだいぶましになると思うんですけど、まずもう一度ここ聞いてもよろしいですか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

高田越交差点から206号に出る道路になるんですけども、こちらが町道と県道ということで、その辺に関しては県との協議も必要になりますので、この協議の長崎市北部の渋滞の会議の場を利用して、県との協議を続けていきたいというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

堀議員。

○2番（堀真議員）

これは質問っていうより提案という形になるんですけど、長崎市の管轄の部分になる

んですけど、別の話で、長崎県および長崎市管轄の県道33号線の道ノ尾交差点・ロイヤルチェスター間の右折帯の延長っていうのをちょっと一つ考えとして、やっぱり高田越交差点だけじゃなくて、その県道が渋滞するっていうところもありまして、この辺右折帯の延長というのを考えはないのかっていうのと、聞く話によれば、これも長崎市の管轄なんんですけど、道ノ尾踏切の拡幅計画があると聞いているんですけど、その道ノ尾橋も含めて拡幅したり、右折帯を延長するっていうことができないのか。この辺って長崎市に要望することはできないのか。すいません、もう一度お願ひします。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

繰り返しになるかもしれません、本町といたしましては、長崎市であったり、長崎県であったり、なかなか本町だけでできることではございませんので、その辺の話は協議の場に議題として上げさせてもらおうかなというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

堀議員。

○2番（堀真議員）

ありがとうございます。はっきり言って、長与町はかなり努力していると思うんですけど、やっぱり長崎市、警察っていうのが動かないとどうしようもないと思うので、この辺は引き続きお願ひしたいと思います。それから、高田南土地区画整理事業に伴うアクセスの道路の計画を伺いたいんですけど、実際高田南の土地区画の整理が行われるに当たって、トンネルを下ったり、三千隠線を通ったり、また商業の方に抜けたりといろんな道路ってなると思うんですけど、はっきり言って何千台、下手したら、今後住宅地ができるそからの出入りだったり、渋滞っていうのはあると思うんですけど、そこはセットでアクセス道路の計画っていうのがなかったのか。ちょっとうまく言えないんですけど、この辺はいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

本町の渋滞の状況につきましては、警察を含め関係機関にはですね、把握をしていたいしているところでございますし、また今後高田地区の交通量が増える可能性がありますということもお伝えしております。警察においても、何らかの対策が必要ではないかという認識はあるようでございますので、ただ渋滞の対策っていうものはすぐ結果が出るものではございませんので、長期的視点で連携しながら取り組んでまいりたいと思います。本町の対策としましては、三千隠線が開通したというところですね。それから長与ランプから高田中学校に抜ける仮称町道柳田椿林線により交通量の分散が図られるというふうに考えておりますので、一定の渋滞緩和が期待されるのではないかというふ

うに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

堀議員。

○2番（堀真議員）

分かりました。実際にこれ以上の返答はいいんですけど、やっぱり要望として今後何とか住宅地ができて、混まないうちに、激化しないうちに何とかここ対策はとっていただきたいなと思います。

2点目に移ります。ここプロスポーツチームとの連携事業の実施についてということで、ちょっと経緯というか、その会議の内容ってどこまで話せるのかっていうのは難しいと思うんですけど、企業であつたら例えば300万円払つたらサンクスマッチを開催できるみたいな権利っていうのがあったんですけど、昨年までっていうのは市町村、長崎県の全市町村がサンクスマッチ開かれていたと思うんですけど、その時は無償で開いていたのか、やっぱり市町村も各300万円ほど納めなきゃいけなかつたのか、ちょっとここら辺をお答えしていただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

中尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

昨年までのサンクスマッチ、こちらは町の方から持ち出しというのはありませんでした。ただし、答弁にもありましたとおり、招待する住民の招待のチケット代とか、あとはハーフタイムの時の商品提供ですね、そういうものについては町から費用を出していたということになります。

○議長（安藤克彦議員）

堀議員。

○2番（堀真議員）

分かりました。最後にちょっと質問したいんですけど、名前出していいのか分かんないんですけど、ジャパネットホールディングスは地域創生をうたって、地域との連携っていうのを考えていると思うんですけど、長与町としても町の繁栄のために今連携して協議会っていうのが開かれているとはお聞きしたんですけど、答弁の方で、共同プロジェクトを企画立案して、財源確保の道が探れないのか、ちょっと改めて方針というかお聞かせいただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

施設全体の話として承ってお話ししたいと思います。この民間施設は先ほど議員がおっしゃいましたとおり、スタジアム、アリーナ、プロスポーツの会場のみならず、商業施設とかホテル等のビジネス施設もあります。こういったのが集まった複合施設となつ

ております。そのため、私の立場から言うのも何なんですが、スポーツ関係の連携のみならず町全体としてさまざまな形で連携を取っていくことが必要になってくると思っております。

○議長（安藤克彦議員）

堀議員。

○2番（堀真議員）

答弁に関しては分かりました。今サンクスマッチって話じゃなくて、試合会場にいて他クラブから、他県から大勢のサポーターが来ると思うんですけど、そのサンクスマッチっていう手法を取らなくても、本町に足を運んでもらえるような、何かそういう計画企画っていうのを一つ要望として今後考えていただきたいなと思います。やはり、今カテゴリーが1つ下のカテゴリーですけど、上のカテゴリーになったら、やっぱりすごい経済効果っていうのはあると思うので、今後もそこを考えていただけたらと思います。ではこれで質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで堀真議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 15時08分）